

第2次鹿嶋市スポーツ推進計画

～ いつでも・どこでも・誰もがスポーツを楽しめる
生涯スポーツ社会の実現を目指して ～

平成24年3月

鹿 嶋 市 教 育 委 員 会

【目次】

【第1章】	計画策定の背景・目的P.1
1	スポーツ推進の意義と基本的な考え方	
2	鹿嶋市の現状と課題P.2
3	計画策定の背景P.3
4	計画の性格と位置づけP.4
【第2章】	計画の基本的な考え方P.5
1	計画の基本理念	
2	計画の期間	
3	基本目標	
	(1) スポーツ活動の推進と習慣化を目指します	
	(2) スポーツによる交流を推進します	
	(3) スポーツ環境の整備・充実を図ります	
	(4) スポーツコンベンションビューローの活用を図ります	
4	重点目標と方針P.7
	(1) スポーツ指導者の育成・確保	
	(2) スポーツ事業の開催と機会提供	
	(3) スポーツ団体の育成	
	(4) スポーツ施設の充実	
	(5) スポーツ情報の提供	
	(6) 障がい者スポーツの育成・推進	
【第3章】	重点目標に対する取り組みP.9
1	スポーツ指導者の育成・確保	
	【現状・課題】	
	【取り組みの方向・施策】	

2	スポーツ事業の開催と機会提供	P.11
	【現状・課題】		
	【取り組みの方向・施策】		
3	スポーツ団体の育成	P.13
	【現状・課題】		
	【取り組みの方向・施策】		
4	スポーツ施設の充実	P.14
	【現状・課題】		
	【取り組みの方向・施策】		
5	スポーツ情報の提供	P.17
	【現状・課題】		
	【取り組みの方向・施策】		
6	障がい者スポーツの育成・推進	P.19
	【現状・課題】		
	【取り組みの方向・施策】		
	【第4章】 計画の推進と評価	P.21
	1 総合的な計画の推進		
	2 計画の評価		
	関係資料編	P.22

第1章

計画策定の背景・目的

【第1章】 計画策定の背景・目的

1 スポーツ推進の意義と基本的な考え方

スポーツは、人生をより豊かにし充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の文化の一つであります。

心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個人の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、日常生活においても極めて大きな意味を持っています。

すなわち、スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえらるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさをもたらします。

さらに、次のような意義を有し、その振興を促進していくための基盤整備の充実を図ることは、従前にも増して重要な責務の一つとなっています。

- ア スポーツ基本法では「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての国民の権利である」と定義しています。
- イ 青少年がスポーツに親しむことは、心身の健全な発達を促し、自己責任やフェアプレーの精神を養うことにつながるとともに、仲間や指導者との交流を通じ、コミュニケーション能力を高め、豊かな人間性を育みます。
- ウ スポーツを通じて市民が交流を深めていくことは、地域の連帯感や活力が醸成され、絆の強い地域づくりにつながります。
- エ スポーツを推進することで、市民の心身両面にわたる健康増進に大きく貢献し、医療費の削減効果などが期待できます。
- オ スポーツは世界共通の文化の一つであり、言語や生活習慣の違いを超え、同一のルールで互いに競うことにより、世界の人々との相互理解を一層深めることができるなど、友好と親善に寄与します。

【計画上のスポーツの概念】

これまでのスポーツ推進施策のとらえ方は、「競技スポーツ」・「健康スポーツ」のほぼ2つの概念で整理される傾向にありました。一般的に、競技スポーツは国際大会などを視野に入れた競技力の向上を目指す分野であり、市町村行政におけるスポーツの概念は「健康スポーツ」としてとらえるべきであるとする解釈も強まっています。

本市においては、競技種別ごとに連盟などが組織されていて、主に大会などで勝敗を争う競技力の向上を目指すものを「競技志向型スポーツ」とし、それ以外の楽しみや健康づくりのために行うものを「健康志向型スポーツ（レクリエーションなども含む）」とし、これらを総称して「スポーツ」ととらえ施策をとりまとめることとしました。

2 鹿嶋市の現状と課題

《現 状》

- ・市民が身近にスポーツ活動を行うため、ト伝の郷運動公園や高松緑地公園を拠点としてさまざまなスポーツ施設を提供し、また、市内17校の小中学校体育施設を開放してスポーツのできる環境を積極的に提供しています。
- ・市民のスポーツに対するニーズが高まっているため、スポーツ推進委員や NPO 法人鹿嶋市体育協会・NPO 法人かしまスポーツクラブ等と連携し、各種教室や大会を開催するなど、スポーツの推進・普及が図られています。
- ・地域のスポーツ活動を推進するため、指導者の育成やスポーツ施設・学校開放体育施設の整備・改修等に努めています。
- ・市民一人ひとりの生涯スポーツ活動を推進するため、関係団体と連携し、専門的知識を有するスポーツコーディネーターの養成に努めています。
- ・市民がスポーツに親しむ機会の充実を図るため、各団体がそれぞれの事業メニュー（大会・教室・講習会）を企画・実施しています。また、そのPRについては、主に広報かしまやFMかしま・市ホームページなどの情報媒体を通じて市民に周知しています。
- ・NPO 法人かしまスポーツクラブは、登録会員からの会費によって活動する団体であり、その活動範囲は年々市内全体に広がっています。

《課 題》

- ・各スポーツ関係団体やスポーツ施設の情報など、幅広いスポーツ関連情報を体系的に提供する事が課題となっています。
- ・だれもが継続的に参加できるスポーツ活動の機会拡充が求められているとともに、多様化するスポーツニーズに対応できるよう、指導者の育成と活動の機会提供が必要となっています。
- ・市民のスポーツニーズに対応し、より良いスポーツ環境を提供するため、スポーツ施設の計画的な配置及び老朽化している施設の改修が必要となっています。
- ・NPO 法人かしまスポーツクラブは、会員の増加が見られますが、今後はエリアサービス事業の地域展開が課題となっています。

3 計画策定の背景

近年、就労形態の多様化により、余暇の過ごし方を含め、市民の意識が仕事中心から生活重視へ変化しつつあり、主体的に自由時間を活用し、精神的に豊かなライフスタイルを求める傾向が強まっています。

しかし一方では、情報化社会の進展とともに人間関係が希薄となり、精神的なストレスが増大したり、日常生活においては体を動かす機会が減少し、体力や運動能力が低下したりするなど、心身両面にわたる健康上の問題が顕在化してきています。

鹿嶋市においても、平均寿命の延びと出生率の長期的な低下によって、少子高齢化社会に直面しており、2015年（平成27年）には、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が27.2%と、4人に1人が高齢者となることが予測されているものの、現在の平均寿命は全国平均値に比べ2歳ほど低い状態にあります。

この市の平均寿命の特異性の解消には、福祉施策の充実と合わせて、市民一人ひとりがスポーツなどを通じた健康づくりを推進することで、生涯にわたり健康的で明るく、活力ある生活を送ることができる「健康寿命¹」「活力年齢²」を伸ばしていくことが、社会全体の活力維持のためにも強く求められています。

このような社会環境の変化とともに、市民が取り組むスポーツの目的や内容も多様化し、行政を始めとする関係団体に対する要求も多岐にわたっています。

本市においては、新鹿嶋市総合計画（2002年策定、期間：2002～2011年）の方針に基づき、市民・事業者・行政による協働のまちづくりが進められ、その目標の一つとして「スポーツ先進のまち」を掲げ、市民の半数がスポーツに参加することやスポーツを核とした交流のまちづくりを推進目標としています。引き続き、第三次鹿嶋市総合計画において「スポーツ先進のかしま」を掲げ、市民のスポーツによるまちづくりを推進目標とします。

このように、将来におけるスポーツの果たす意義や役割を広く市民に周知し、誰もが自らスポーツ活動を継続的に実践する「生涯スポーツ社会」を目指します。

そのためには、中長期的な見通しに立った、具体的な条件や環境の整備を示すスポーツ推進の基本計画を策定し、引き続き、より体系的・計画的に取り組むことが求められています。

この第2次鹿嶋市スポーツ推進計画は、このような視点から、市民がそれぞれの地域でスポーツに親しみ、健やかで明るい日常生活を送ることができるようにすることを目的に策定し、推進するものであります。

1 健康寿命とは、日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のことです。

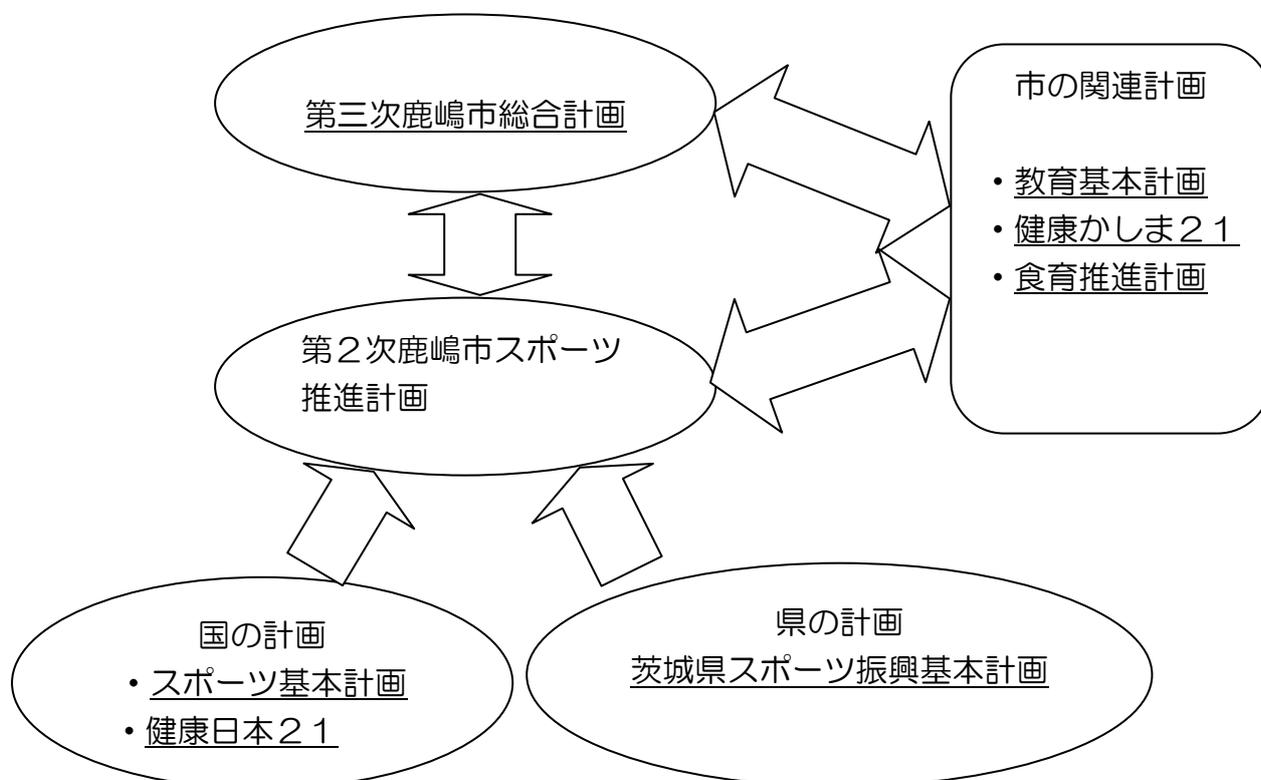
2 活力年齢とは、生まれた年齢（暦年齢）でなく、最高血圧・総コレステロール・中性脂肪・喫煙状態・持久力・敏捷能力・平衡能力などを総合的に勘案して算出する身体の年齢（活力年齢）のことです。

4 計画の性格と位置づけ

本計画は、鹿嶋市民の健康への関心の高まりと、多様なスポーツニーズに対応するため、生涯を通じてスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指します。そして、スポーツを市民の暮らしやまちづくりに積極的に活かしていく「スポーツ先進のかしま」を推進するために、必要な条件や環境整備の考え方を総合的に整理し、将来におけるスポーツ推進施策の方向を示すものです。

- (1) 鹿嶋市における「生涯スポーツ社会」を目指すためのスポーツ推進に関する基本的方向を示し、スポーツ推進施策の指針となるものです。
- (2) 鹿嶋市総合計画に掲げた「スポーツ先進のかしま」をめざすための具体的な施策の方向を示すものです。
- (3) 計画の推進のために、スポーツ団体や市民の、自主的な参加と役割を示すものです。

計画の位置づけ



第2章

計画の基本的な考え方

【第2章】 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも・どこでも・誰もがスポーツを楽しめる、生涯スポーツ社会の実現」を目指します。

2 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とします。

なお、個別事業の計画については、社会の情勢や進捗状況を把握し、適宜必要に応じて見直しを図るものとします。

3 基本目標

(1)スポーツ活動の推進と習慣化を目指します

誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会を早期に実現するために、鹿嶋市スポーツ推進委員連絡協議会やNPO法人鹿嶋市体育協会、NPO法人かしまスポーツクラブ、各まちづくりセンターなどと連携を深めてその活動を推進します。

そして、早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%以上になることを目指すとともに、市民生活におけるスポーツの習慣化を図ります。

※ 2003年に教育委員会が実施したアンケート調査において、「よく運動する」「時々体を動かす」と答えた成人はそれぞれ12.4%、32.4%であり、合わせると44.8%に達しています。一方、鹿嶋市健康づくりに関するアンケート調査(2010年度)においては、週1日以上運動している人は35.9%であるため、本計画における実施率の目標値については、総合的に勘案して50%と設定します。

(2)スポーツによる交流を推進します

「観る」「体験する」「交流する」というスポーツの多様な側面を生かし、スポーツ大会やイベントの開催などを通じて、スポーツを核とした様々な交流活動を積極的に推進します。

(3)スポーツ環境の整備・充実を図ります

市民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツを楽しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現を目指すために、スポーツ機会の提供、指導者の育成、スポーツ関連施設の整備、情報の収集・提供などのスポーツ環境の充実を目指します。

(4)スポーツコンベンションビューロー ※ の活用を図ります

スポーツの持つ多面的な価値、可能性をまちづくりに効果的に活用するため、関係部署や関連する企業と連携し、スポーツコンベンションビューロー設置を目指します。

※ コンベンションビューローとは、国際会議や全国大会をはじめ、各種学会、スポーツ大会、イベント等のコンベンションを誘致し、支援を行う機関です。

4 重点目標と方針

(1) スポーツ指導者の育成・確保

地域のスポーツ推進に、引退後のトップアスリートを配置し、質の高いスポーツサービスを提供したり、外部指導者として学校体育に派遣したりするなど、トップアスリートの技能が社会に還元できるシステムの構築に取り組みます。

また、市民が安全にスポーツ活動を行うために、スポーツに関する指導者として必要な技術や知識を習得した人材の育成と確保を図ります。

(2) スポーツ事業の開催と機会提供

スポーツコンベンションビューローを活用し、情報の提供や既存大会の規模拡大、大規模な大会誘致などを図り、スポーツを体験する多くの機会をつくり、スポーツを通じた健康づくりを推進します。

(3) スポーツ団体の育成

身近な地域に様々なスポーツ団体を配置し、市民が職業や世代を超えて多種目のスポーツに取り組める環境づくりを目指します。

また、市内におけるスポーツ団体間の連携を図りながら、地域スポーツや健康づくりを促進していきます。

さらに、鹿嶋市体育協会との連携を強化し、競技スポーツ活動の充実を図っていきます。

(4) スポーツ施設の充実

市民から要望の高い体育館や温水プールなどのスポーツ施設整備について、スポーツ施設整備計画を策定します。

そして、市内における体育施設の充実に努め、地域スポーツや健康づくりを推進する「スポーツ先進のかしま」に相応しい環境を目指します。

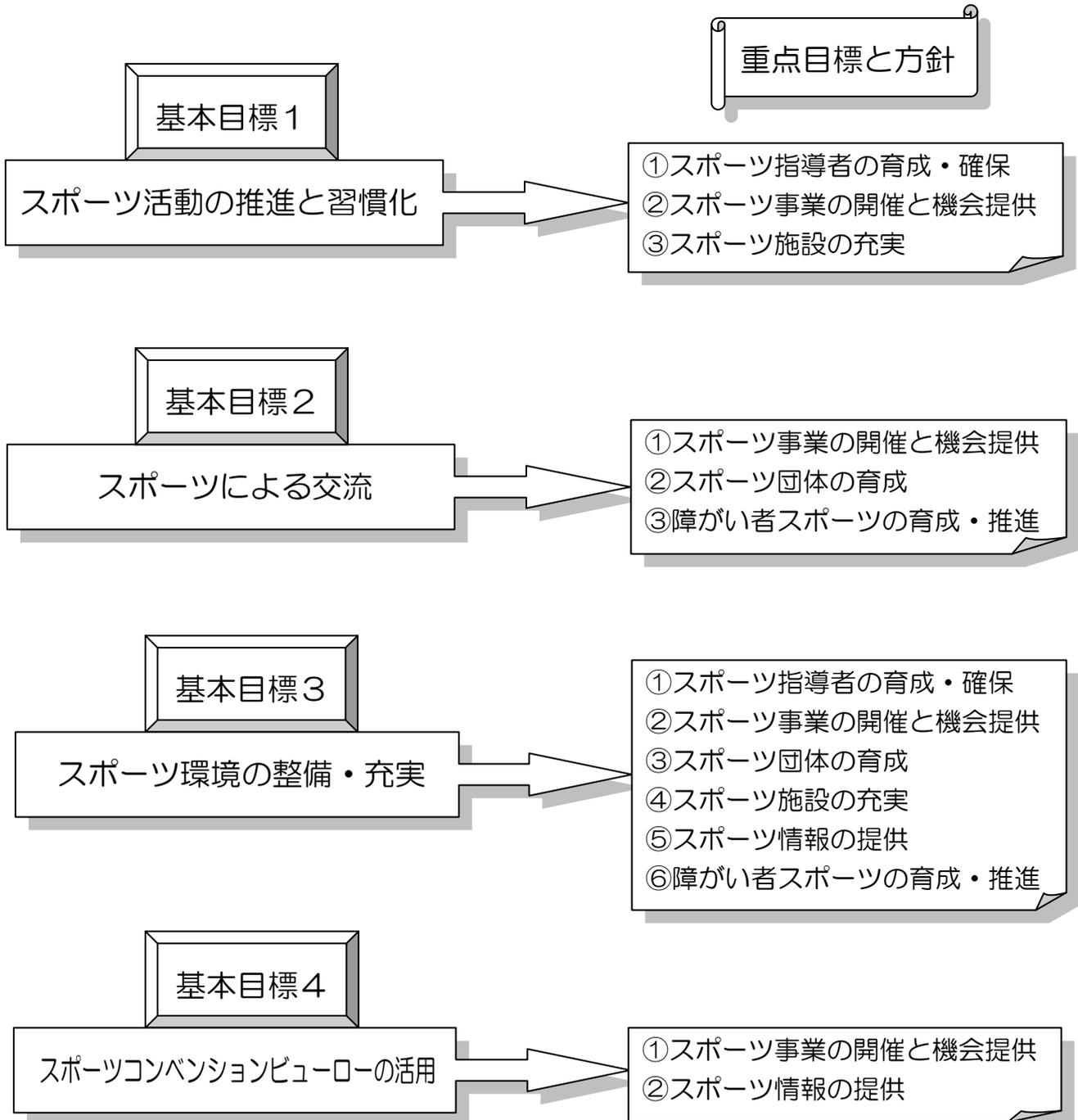
(5) スポーツ情報の提供

広報かしまやFMかしま、市ホームページ（かしまスポーツナビ）などの情報媒体を通じて多面的なスポーツ情報を提供し、市民が容易にスポーツ機会へ取り組むことのできる環境を目指します。

(6) 障がい者スポーツの育成・推進

障がい者の支援、障がい者スポーツ普及のために、福祉部門と連携しながら、地域スポーツや健康づくりの促進を図っていきます。

計画の体系



第3章

重点目標に対する取り組み

【第3章】 重点目標に対する取り組み

1 スポーツ指導者の育成・確保

【現状・課題】

《現 状》

- ①スポーツ指導者の講習会を開催し、資質の向上に努めるとともに、スポーツ関係団体に対し講習会や研修会の情報を提供しています。
- ②中学校の部活動においては、指導する教員の不足により、種目の偏りや、一部、外部講師に頼って成り立っています。
- ③スポーツ推進委員の資質向上のため、各種研修会への参加を推進しています。
- ④児童及び生徒数の減少とともに、スポーツ指導者の人材不足が生じています。

《課 題》

- ①有資格者の把握とその有効活用を図る取り組みが必要です。
- ②中学校部活動においては、専門的指導者の不足により、運動部活動における外部指導者の活用を求める声があります。
- ③成長期（児童・生徒）におけるスポーツ指導においては、安全な指導方法について研究する必要があります。
- ④スポーツ推進委員に関しては、従来の実技指導だけではなく、地域住民と行政の調整役（コーディネーター）としての役割の強化が期待されます。

【取り組みの方向・施策】

《取り組みの方向》

- ①体育授業や中学生の運動部活動における指導者確保に向け、鹿島アントラーズとも連携し、外部指導者の充実に取り組みます。
- ②多様化するスポーツニーズに対応するため、国・県主催の生涯スポーツ指導者養成講座への参加や、市独自の研修会を開催しながら指導者の育成に努めます。
- ③スポーツ推進委員、NPO 法人鹿嶋市体育協会、NPO 法人かしまスポーツクラブなどの指導者と連携を図りながら、国・県で開催される指導者研修会に参加し指導者としての資質を高めます。
- ④生涯スポーツ社会における幅広い年代層の市民ニーズに応えるために、技術指導だけでなく事業の企画立案などに応えることができる指導者養成に努めます。

- ⑤日々変化するスポーツ指導の技術や知識について、研修などの受講により、安全な指導ができる指導者の育成に努めます。
- ⑥国・県の制度とリンクする市独自のスポーツ指導者認定制度の充実を図ります。
- ⑦スポーツ指導者登録（リーダーバンク）の一層の充実と積極的な周知活用を図ります。

《施 策》

スポーツ指導者の育成・確保	前 期	後 期
	平成 24~28 年度	平成 29~33 年度
(1) スポーツ指導者研修会の開催		
① スポーツコーディネーター養成講座の開催（年1回）	H24~33	
② スポーツ推進委員研修会の開催	H24~33	
③ スポーツ講演会の開催（年1回）	H24~33	
④ スポーツ少年団指導者研修会の開催	H24~33	
(2) スポーツリーダーバンクの設置と活用		
① スポーツリーダー登録事業の推進	H24~28	
② スポーツリーダー活用制度の整備	H24~28	
③ 中学校クラブ活動外部指導者制度の整備（鹿島アントラーズとの連携）	H26~33	
④ 国・県開催の研修会への参加者派遣	H24~33	

2 スポーツ事業の開催と機会提供

【現状・課題】

〈現 状〉

- ①スポーツ・レクリエーション活動の機会として、NPO 法人鹿嶋市体育協会や NPO 法人かしまスポーツクラブ、鹿嶋市スポーツ推進委員連絡協議会と連携し、各種のスポーツ大会などを開催しています。
- ②ウォーキング、ジョギングや水泳教室など、健康づくりを目的とした事業が関係部所団体によって広く行われています。
- ③学校スポーツ施設開放事業を実施し、身近な健康づくりの拠点施設として、利活用を図っています。
- ④各まちづくりセンターにおいては、スポーツ推進委員を中心に地域における健康スポーツ教室等の事業展開し、市民の健康維持と地域づくりを図っています。

〈課 題〉

- ①各種大会等の開催に関する事業予算が先細りの傾向にあります。
- ②広域的な大会の開催による、地域間交流の機会が不足しています。
- ③市民のスポーツニーズ把握に基づく事業の企画立案と実施が必ずしも体系的に行われていません。
- ④世代間を結びつける事業、個人で楽しむスポーツ種目、ステップアップを容易に感じることができる事業の展開など、生涯スポーツ社会における事業の体系化に努める必要があります。
- ⑤市民主体の事業や運営を支援する取り組み体制の充実が必要になっています。

【取り組みの方向・施策】

〈取り組みの方向〉

- ①新たにスポーツをしようとする者の導入事業を担う NPO 法人かしまスポーツクラブや、各まちづくりセンターの健康スポーツ教室、学校スポーツ施設開放事業への支援充実に努めます。
- ②健康志向型スポーツやレクリエーション種目を含め、子どもから高齢者までの各年代層に合った事業プログラムを作成します。また、再度スポーツに挑戦しようとする人々のために容易に取り組むことができるスポーツ・レクリエーション種目の導入を検討します。
- ③スポーツコンベンションビューローを活用し、カシマスポーツセンターやト伝の郷多目的球技場などの施設を活用した、広域的な大会の誘致を積極的に進めます。

《施 策》

スポーツ事業の開催と機会提供	前 期	後 期
	平成 24~28 年度	平成 29~33 年度
(1)シンボルスポーツの推進		
① 鹿嶋サッカーフェスティバルの開催 (年 1 回)	H24~33	
② ト伝杯武道大会の開催 (年 1 回)	H24~33	
(2)健康づくりシンボルスポーツの制定と推進		
① 市民ウォーキング大会の開催 (年 1 回)	H24~28	
② ウォーキング教室の開催	H24~33	
(3)広域的な大会の開催		
① 茨城県ビーチサッカー大会の開催 (年 1 回)	H24~33	
② 全国ビーチサッカー大会の誘致	H27~33	
(4)スポーツコンベンションビューローの設置 (新規)		
① 設立準備会の設置	H24・25	
② スポーツ関連産業との連携	H26~33	
(5)生涯スポーツ推進プログラムの作成 (新規)		
① 生涯スポーツ推進プログラムの検討	H24・25	
② 生涯スポーツ推進プログラムの作成	H26~33	

3 スポーツ団体の育成

【現状・課題】

《現 状》

- ①複数のスポーツ団体が、スポーツ大会の開催（企画・運営）やニュースポーツなどの普及を展開しています。
- ②NPO 法人鹿嶋市体育協会では、軟式野球連盟やバドミントン協会などからなる20種目の競技部・普及部活動や中学生を対象とする育成部活動を行っています。また、小学生を対象としたスポーツ少年団活動などでは、年間を通じスポーツ活動（日常の練習、大会の企画運営、各種大会への参加と派遣）を行っています。
- ③市は、NPO 法人鹿嶋市体育協会などへの事業に対し、事業補助金を支出するとともに団体活動を支援しています。

《課 題》

- ①NPO 法人鹿嶋市体育協会を始め複数のスポーツ団体に対し事業支援の一部として補助金を支出していますが、大半の団体は、ボランティアで運営されているため、継続的な資金の確保に苦慮しています。
- ②新しい理念で設立された総合型スポーツクラブと既存のスポーツ団体との役割分担を明確にしながら、組織の活性化を図る必要があります。
- ③民間スポーツ事業者等との関係強化を図りながらスポーツの推進を図る必要があります。
- ④競技力の向上を目指すため、市内で活動するスポーツ団体と連携・支援を図る必要があります。

【取り組みの方向・施策】

《取り組みの方向》

- ①スポーツ団体の運営は自助努力を主眼に置きながら、補助制度の充実・活用や指定管理者制度による支援の充実に努めます。
- ②スポーツ関係団体の役割分担など、連携の充実強化を図ります。
- ③スポーツ団体育成のため、中心となる指導者への支援や定期的な連絡協議会などの開催により、団体間の交流や情報交換の場を設けながらスポーツ団体の支援に努めます。
- ④各種大会やイベント情報、施設の空き状況等の情報を提供し、スポーツ団体の活動を支援します。
- ⑤将来のオリンピック選手等の一流選手の育成については、トップアスリートによる大会やスポーツ教室・講演会などを実施し、意識の高揚を図ります。

《施 策》

スポーツ団体の育成	前 期	後 期
	平成 24~28 年度	平成 29~33 年度
(1)運営や活動補助金の支援		
① 運営や活動補助金の支援	← H24~33 →	
(2)コンベンションビューローの活用に向けて、スポーツ団体ネットワーク体制の整備〈新規〉		
① ネットワーク会議の開催	← H24~28 →	
② スポーツ団体ネットワーク体制の整備		← H29~33 →
(3)競技力の向上		
① 鹿島アントラーズやトップアスリートによるスポーツ教室・講演会の開催	← H24~28 →	
② トップアスリートの育成・支援	← H24~33 →	

4 スポーツ施設の充実

【現状・課題】

《現状》

- ①市民が日常的にスポーツ活動を行う場として、カシマスポーツセンター（アリーナ・武道場・弓道場・トレーニング室他）、ト伝の郷運動公園多目的球技場、高松緑地公園内運動施設（体育館・野球場・テニスコート・温水プール他）、北海浜多目的球技場、新浜緑地公園運動施設（多目的球技場・テニスコート）、はまなす公園球場、大野第1・2野球場、高松球場などが利用されています。
- ②カシマスポーツセンター、ト伝の郷運動公園多目的球技場、はまなす公園球場、大野第1・2球場については、NPO 法人鹿嶋市体育協会に施設管理を委託しています（2011.4.1 現在）。

- ③高松緑地公園内運動施設，北海浜多目的球技場，新浜緑地公園運動施設，高松球場については，NPO 法人かしまスポーツクラブに施設管理を委託しています（2011.4.1 現在）。
- ④運動施設に係る維持管理の費用については，行政が負担しています。
- ⑤施設の利用に伴う施設使用料を徴収しています。
- ⑥施設利用における使用料の免除と減額規定を設けながら団体の育成を図っています。

《課題》

- ①市内のスポーツ施設においては，スポーツ大会が年間を通じて土日集中しているため，一般市民が利用しにくい現状があります。
- ②高松緑地体育館や温水プール等，各施設とも老朽化が進み，安全にスポーツを楽しむための施設の改修や維持管理が必要となっています。
- ③北海浜多目的球技場については，グラウンドの砂が海岸からの強風により飛散し，基礎の部分の石が表面に現れ，プレーに支障が起きる危険性があるため，人工芝化を促進する声が寄せられています。
- ④高松緑地野球場における芝の維持管理については，年間を通じて管理（芝と内野の整備）の充実を求める声があります。
- ⑤市営陸上競技場（400mトラック）の新設を求める声があります。
- ⑥気軽に出来るスポーツとしてのウォーキング，ジョギング，サイクリング等の活動を支援するため，海岸や湖岸堤防を活かした，ジョギング・サイクリングロード等の整備が望まれています。
- ⑦海水浴客やサーファーなどから，休憩のできる施設（駐車場を含む）の整備を求める声があります。
- ⑧団体利用者のアンケート調査より，高松緑地野球場の老朽化から新たに硬式野球場の整備を求める声が上がっています。

【取り組みの方向・施策】

《取り組みの方向》

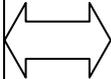
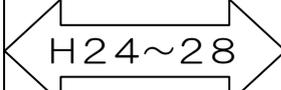
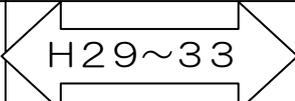
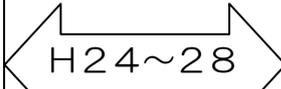
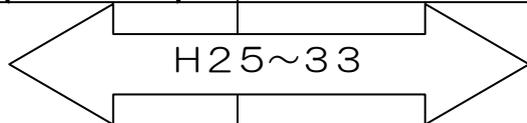
- ①既存の施設を有効利用しながら老朽化した施設を段階的に整備し，市民のニーズに合った施設の充実に努めます。
- ②障がい者や幅広い年代層の人が利用しやすいように，既存施設のバリアフリー化などニーズに応じた整備計画を進めます。
- ③市内のスポーツ施設整備計画を策定し，施設の整備と充実に努め，地域スポーツや健康づくりを推進し，「スポーツ先進のかしま」に相応しい環境を目指します。
- ④スポーツ施設利用者やスポーツ団体などの協力を得ながら，施設の環境整備に取り組むなど，施設の管理運営においても協力が得られるボランティアを支える管

理体制の構築を図ります。

⑤海岸（海）や湖岸（川）、林間など、恵まれた自然を活かしたスポーツ環境の整備に努めます。

⑥北海浜多目的球技場等グラウンドの芝生化の推進を図っていきます。

《施 策》

スポーツ施設の充実	前 期	後 期
	平成 24~28 年度	平成 29~33 年度
(1)計画的な修繕・改修を進めるためにスポーツ施設整備計画を策定します。		
① 計画書の策定	H24・25 	
(2)中長期の施設整備計画を策定し、計画的な整備を行う。		
① 中長期施設整備計画の策定	 H24~28	
② スポーツ施設の整備充実		 H29~33
(3)学校スポーツ施設を活用するために、将来的な施設計画を教育委員会と協議していく。		
① 学校スポーツ施設の有効活用の検討	 H24~28	
② 学校スポーツ施設整備計画に盛り込む	 H25~33	

5 スポーツ情報の提供

【現状・課題】

《現 状》

- ①市民が必要なスポーツ情報を得られるよう、広報かしまやFMかしま、鹿嶋市ホームページ（かしまスポーツナビ）などの情報媒体を通じ、情報の提供を行っています。
- ②団体においては、「体育協会ニュース」や「月間KSC」などで大会案内・結果やイベント情報を発信しています。
- ③民間団体や市スポーツ情報等、横の連携を図るための情報が不足しています。

《課 題》

- ①スポーツ活動に取り組むためには、スポーツに関する様々な情報を容易に入手できる環境の整備が求められています。
- ②インターネットを利用する等、地域住民がより簡便な方法で情報を入手できるシステムの構築が求められています。
- ③市内における施設の利用情報や各種団体が持っている情報の一元化が必要です。
- ④スポーツ先進のまちの基盤強化となる、経済波及効果に結びつく情報発信が少ない状況にあります。
- ⑤鹿嶋市を活性化するためにスポーツ情報収集や大規模な大会誘致等が求められています。
- ⑥民間団体や市スポーツ情報等、横の連携を図るための情報機関設置が求められています。

【取り組みの方向・施策】

《取り組みの方向》

- ①広報かしまやFMかしま、市ホームページ（かしまスポーツナビ）などの情報媒体を通じて多面的なスポーツ情報を提供し、市民が容易にスポーツ機会へ取り組むことのできる環境を目指します
- ②施設情報、施設案内情報、団体情報などを含めNPO 法人鹿嶋市体育協会・NPO 法人かしまスポーツクラブ等スポーツ関係団体と情報の提供や発信方法について、整備充実を図ります。
- ③民間のスポーツ施設や宿泊施設の充実に合わせて、これらの利用促進を図るPR活動を推進し、スポーツ合宿基地の機能を高めます。
- ④イベント情報の発信やスポーツ情報（計画・結果）の公表を図ります。
- ⑤インターネット、ホームページの内容を充実します。

- ⑥県、近隣市町とのスポーツ情報交換ネットワークをつくり、各地の大会・イベント情報や施設利用情報など市民がスポーツに親しみやすい環境を作ります。
- ⑦スポーツ情報や大会誘致等、市内の民間スポーツ事業者とも横の連携を図るためにスポーツコンベンションビューローを活用していきます。

《施 策》

スポーツ情報の提供	前 期	後 期
	平成 24~28 年度	平成 29~33 年度
(1)ホームページ「かしまスポーツナビ」の充実		
① 大会・イベントの開催予定や結果、料金・施設利用方法の情報提供	H24~33	
② 団体の紹介や活動状況の案内	H24~33	
③ 募集のお知らせ等、団体間の情報交換や交流が出来るコーナーの作成	H24~28	
④ 市スポーツ施設や学校体育施設の予約状況公開		H29~33
⑤ メールマガジンの配信	H24~33	
(2)ホームページ「かしまスポーツナビ」の周知及び活用推進		
① ホームページ「かしまスポーツナビ」の周知及び活用推進	H24~28	
② ホームページ「かしまスポーツナビ」の活用推進		H29~33
(3)広報かしまやFM かしまなどの情報媒体の積極的な利用		
① 広報かしまや FM かしまなどの情報媒体の積極的な利用	H24~33	

(4)スポーツコンベンションビューローの活動によりスポーツ関連産業の横のつながりを深め、情報交換を密にする		
① スポーツコンベンションビューローの設置	← H24~28 →	
② 情報の提供・事業調整		← H29~33 →

6 障がい者スポーツの育成・推進

【現状・課題】

《現状》

- ①障がい者のスポーツ支援については、カシマスポーツセンターにおいて、車いすスロープや車いすトイレ・シャワーエレベーターの設置等のバリアフリー化を行いました。高松緑地公園温水プールにおいては、車いすスロープの設置や簡易更衣スペースの確保など、利用しやすい環境整備を行っています。
- ②「茨城県ゆうあいスポーツ大会」への参加を推進しています。

《課題》

- ①障がいのある人にとってスポーツは、健康増進やリハビリテーションに役立つとともに、自立と社会参加の促進に大きく貢献するものですが、近年は障がいの程度に応じ、日常生活の中でスポーツを楽しむ事と共に、競技スポーツへの関心も高まってきています。
このため、障がい者・健常者が一緒になってスポーツを楽しむ環境づくりや、各種スポーツ教室・大会の開催など福祉部門との連携強化が求められています。
- ②障がいのある人がスポーツ活動に取り組む為の情報が不足しているため、情報収集が容易に出来る環境整備が求められています。

【取り組みの方向・施策】

《取り組みの方向》

- ①障がい者がスポーツ活動に取り組むために、スポーツに関する様々な情報を容易に入手できる環境の整備充実を図ります。
- ②障がい者の各種スポーツ大会への参加を支援するとともに、福祉関連部局との連携を強化し、選手及び指導者の育成などサポート体制づくりを進めます。
- ③障がい者が参加できるスポーツの普及やスポーツ大会を開催し、「健康づくりと

生きがいづくり」や健常者との交流促進に努めます。

④スポーツ・レクリエーション活動に係る公共施設のバリアフリー化に努めます。

《施 策》

障がい者スポーツの育成・推進	前 期	後 期
	平成 24~28 年度	平成 29~33 年度
(1)茨城県ゆうあいスポーツ大会等，地域の障がい者スポーツ大会への参加の推進		
① 障がい者スポーツ大会への参加の推進	← H24~33 →	
(2)市内の各種スポーツ大会や教室等に，障がい者が気軽に参加しやすい体制づくり		
① 障がい者が参加しやすい体制づくり	← H24~28 →	
(3)ジャパンパラリンピックや全国障がい者スポーツ大会等の，競技スポーツ大会を目指す選手及び指導者の育成・支援		
① 全国障がい者スポーツ大会等への競技スポーツ選手・指導者の育成・支援	← H24~28 →	
② 障がい者スポーツの普及やスポーツ大会の開催や健常者との交流促進	← H24~33 →	
(4)市スポーツ施設のさらなるバリアフリー化の推進，及び施設のバリアフリー情報の公開		
① バリアフリー化の推進及び情報の公開	← H24~28 →	
(5)障がい者スポーツ指導者研修会やボランティア養成講座などの情報提供を行い，市民の参加促進を図る。		
① 市民への周知・参加促進を図る	← H24~28 →	

第4章

計画の推進と評価

【第4章】 計画の推進と評価

1 総合的な計画の推進

① 関係課との連携による計画の推進

健康・スポーツに関係する各課と連携を図り、事業協力や情報交流を積極的に行いながら計画的な事業の推進を図ります。

② スポーツ関係団体との連携による計画の推進

鹿嶋市スポーツ推進委員連絡協議会や、NPO法人鹿嶋市体育協会、NPO法人かしまスポーツクラブなどのスポーツ関係団体と市が連携のうえ、市民の健康・スポーツの場を拡充し、計画的な事業の推進を図ります。

2 計画の評価

本計画で策定した内容については、鹿嶋市スポーツ推進審議会に取り組み内容及び進捗状況等を報告し、計画の進行管理を行います。

また、計画期間中は、国・県及び市の関連計画との整合性を図りながら、必要に応じて計画の全体にわたって見直しの検討を行います。



關連資料編



関連資料編

【目次】

1 アンケート集計結果

- ①鹿嶋市における運動・スポーツに関するアンケート調査……………P.23
- ②鹿嶋市健康づくりに関するアンケート調査結果抜粋……………P.38
(問：13～15・36)

2 スポーツ白書からのデータ抜粋（参考）

◎平成22年度利用者数等 (人)

施設名	設置年度	団体利用者	減免利用者	個人利用者	総利用者
スポーツセンター	H8.4	30,014	73,343	15,866	119,223
高松緑地体育館	S50.8	42,236	16,560	5,096	63,892
温水プール	H15.6			37,102	37,102
その他の施設		51,331	64,730	25,753	141,814
学校スポーツ開放		151,528			151,528
合計		275,109	154,633	83,817	513,559

◎第三次鹿嶋市総合計画《施策の関連指標》

指標名	単位	現状値	目標値	
			5年後	10年後
成人のスポーツ実施率	%	36	40	50
スポーツ実践者数(※)	人	513,559	570,000	620,000
スポーツ指導者数	人	159	270	300

(※)公共スポーツ施設（学校開放事業を含む）の年間総利用者数

- 3 スポーツ基本法……………P.43
- 4 スポーツ推進審議会条例……………P.51
- 5 第2次スポーツ推進計画の策定経過……………P.53
- 6 スポーツ推進審議会委員名簿……………P.54

平成23年度 鹿嶋市における運動・スポーツに関するアンケート調査（団体編）

1 調査目的

現在、鹿嶋市内で活動するスポーツ団体の実態や課題を把握し、今後のスポーツ振興の参考資料とする。

2 調査期間

平成23年8月1日（月）～9月2日（金）

3 調査方法

（1）対象者

鹿嶋市体育協会加盟団体，市内中学校運動部（体協育成部），スポーツ少年団等
学校体育施設利用団体，スポーツ施設利用団体

（2）配布方法

対象団体に郵送で調査票の配付を行う。（スポーツ施設利用団体に直渡しを除く）

（3）調査票の配付数

1 団体につき調査票を1部配付する。

	調査対象団体数	
鹿嶋市体育協会加盟団体	399	
市内中学校		
スポーツ少年団等		
学校体育施設利用団体	142	
スポーツ施設利用団体	スポーツセンター50	高松緑地公園 50
合計	641	

4 回収について

（1）回収期間

平成23年8月1日（月）～9月9日（金）

（2）回収方法

返信用封筒を配付し，回収を行う。ただし，カシマスポーツセンター，高松緑地公園体育館及び市役所スポーツ推進室でも，回収を受付ける。

5 調査内容

- （1）基礎的事項（回答者の属性）について ※問1
- （2）スポーツへの取り組み状況について ※問2～問5
- （3）スポーツ環境に対する考えについて ※問6
- （4）かしまスポーツナビについて ※問7
- （5）総合型地域スポーツクラブについて ※問8
- （6）その他の意見や要望について ※問9

6 調査項目

別紙調査票のとおり

7 調査の処理方法

- （1）生涯学習課スポーツ推進室内において統計的処理を行なう。
- （2）調査結果は，公開とする。

8 実施主体

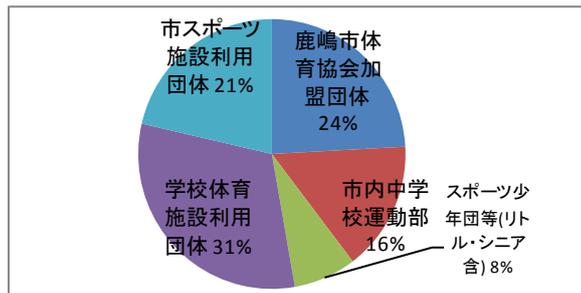
鹿嶋市市民協働部生涯学習課スポーツ推進室
Tel 0299-82-2911(内線 298)

回答数：290 （回収率：45.2%）

問1. アンケート調査にご協力頂いた団体の属性

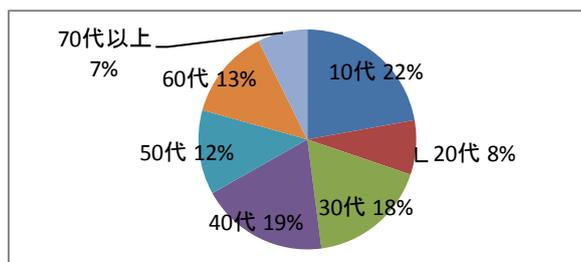
◆団体区分

1	鹿嶋市体育協会加盟団体	70	24%
2	市内中学校運動部	45	16%
3	スポーツ少年団等(リトル・シニア含)	22	8%
4	学校体育施設利用団体	91	31%
5	市スポーツ施設利用団体	62	21%



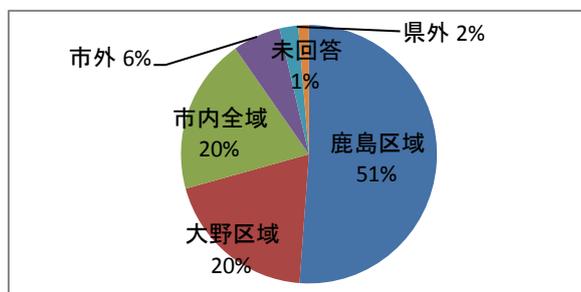
◆団体を構成する主な年代

1	10代	75	22%
2	20代	27	8%
3	30代	60	18%
4	40代	64	19%
5	50代	42	12%
6	60代	45	13%
7	70代以上	25	7%



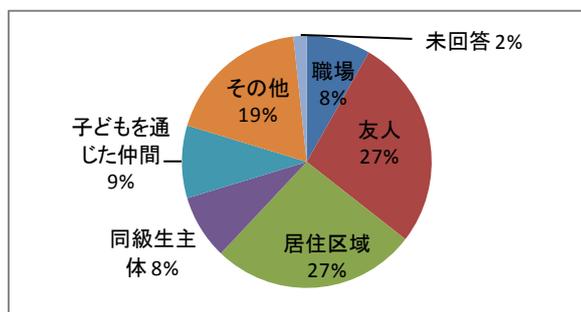
◆居住区域

1	鹿島区域	152	51%
2	大野区域	58	20%
3	市内全域	58	20%
4	市外	18	6%
5	県外	7	2%
6	未回答	4	1%



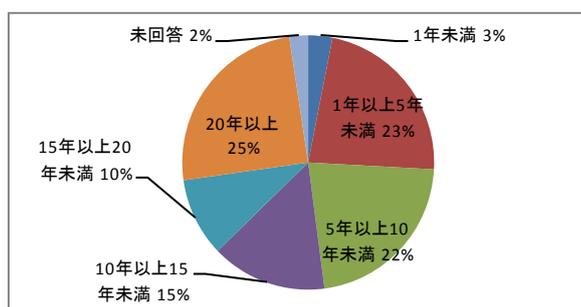
◆構成種別

1	職場	24	8%
2	友人	79	27%
3	居住区域	77	27%
4	同級生主体	24	8%
5	子どもを通じた仲間	27	9%
6	その他	54	19%
7	未回答	5	2%



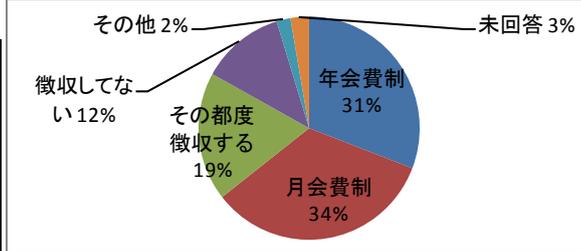
◆活動期間

1	1年未満	9	3%
2	1年以上5年未満	66	23%
3	5年以上10年未満	64	22%
4	10年以上15年未満	43	15%
5	15年以上20年未満	29	10%
6	20年以上	72	25%
7	未回答	7	2%



◆会費

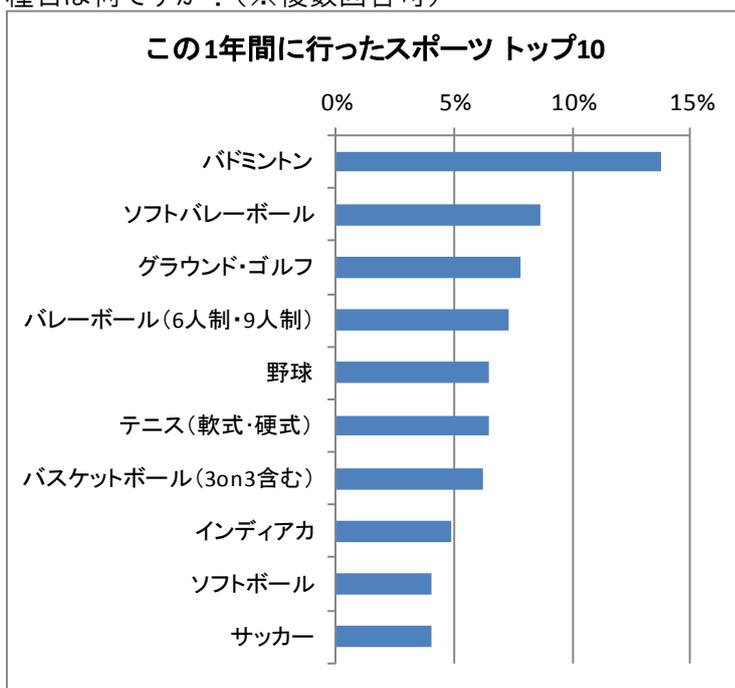
1	年会費制	91	31%	平均会費	¥6,381
2	月会費制	99	34%		¥1,499
3	その都度徴収する	55	19%		¥1,429
4	徴収していない	36	12%		
5	その他	6	2%		
6	未回答	8	3%		



問2. スポーツ活動の状況について

◆あなたの団体が、この1年間に行った運動・スポーツ種目は何ですか？（※複数回答可）

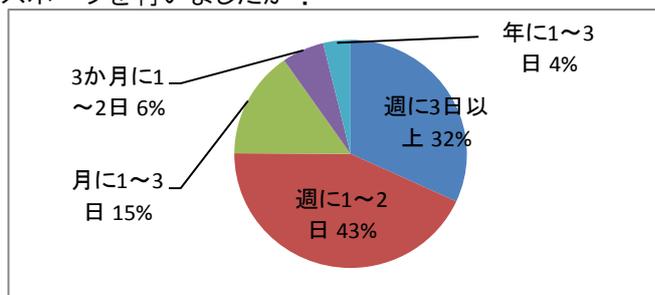
1	バドミントン	51	14%
2	ソフトバレーボール	32	9%
3	グラウンド・ゴルフ	29	8%
4	バレーボール(6人制・9人制)	27	7%
5	野球	24	6%
6	テニス(軟式・硬式)	24	6%
7	バスケットボール(3on3含む)	23	6%
8	インディアカ	18	5%
9	ソフトボール	15	4%
10	サッカー	15	4%
11	卓球(ラジボ-ル卓球含む)	15	4%
12	その他	13	4%
13	ゲートボール	12	3%
14	その他武道	9	2%
15	柔道	9	2%
16	水泳	7	2%
17	フットサル	6	2%
18	ゴルフ(練習含む)	6	2%
19	ウォーキング	6	2%
20	ジョギング・ランニング	6	2%
21	マラソン	5	1%
22	スキー・スノーボード	4	1%
23	剣道	3	1%
24	その他ウォータースポーツ	3	1%
25	ストレッチング	3	1%
26	水中ウォーキング・アクアビクス等	2	1%
27	体操(ラジオ体操、ダンベル体操、3B体操等)	1	0.3%
28	サイクリング	1	0.3%
29	エアロバイク・トレッドミル等の有酸素トレーニング	1	0.3%



「この1年間に行った運動・スポーツ種目は何ですか？」という質問に対し、バドミントンと答えた団体が最も多く、次いでソフトバレーボールが多いという結果になりました。天候に左右されない屋内スポーツが人気のようです。

◆あなたの団体は、この1年間、どのくらいの頻度で運動・スポーツを行いましたか？

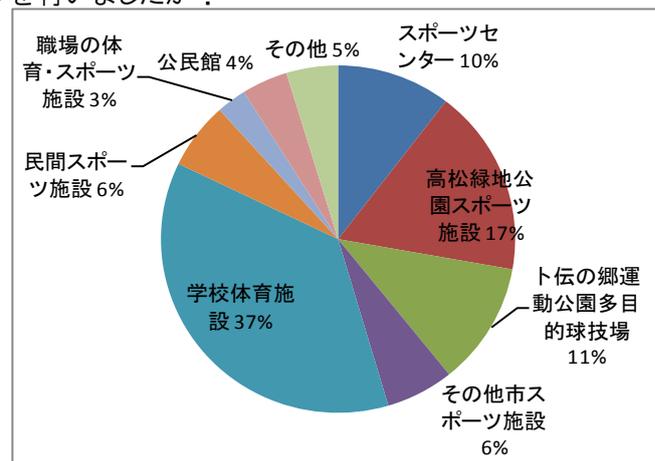
1	週に3日以上(年151日以上)	92	32%
2	週に1~2日(年51日~150日)	125	43%
3	月に1~3日(年12日~50日)	44	15%
4	3か月に1~2日(年4日~11日)	17	6%
5	年に1~3日	11	4%



週に3日以上運動・スポーツを行う団体は約3割ですが、週に1日以上運動・スポーツを行う団体は約7割に及んでいます。

◆あなたの団体は、この1年間、主にどこで運動・スポーツを行いましたか？

1	スポーツセンター	42	10%
2	高松緑地公園スポーツ施設	70	17%
3	ト伝の郷運動公園多目的球技場	46	11%
4	その他市スポーツ施設	25	6%
5	学校体育施設	148	37%
6	民間スポーツ施設	25	6%
7	職場の体育・スポーツ施設	11	3%
8	公民館	17	4%
9	その他	19	5%

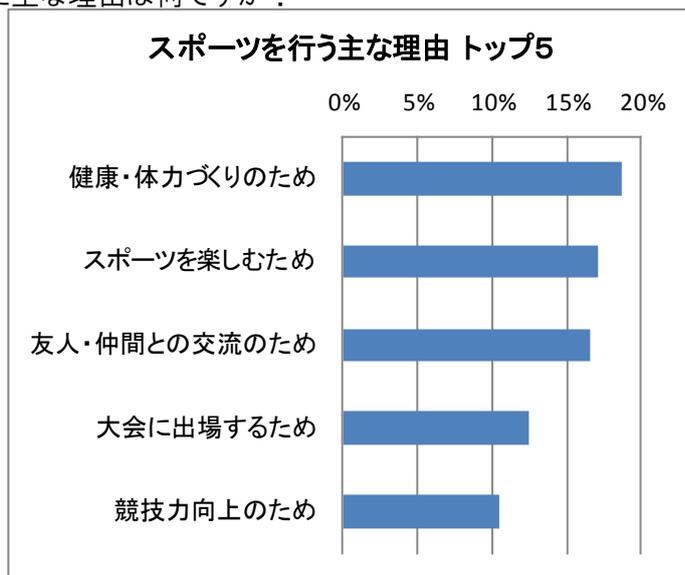


学校体育施設の利用が最も多く、市スポーツ施設では高松緑地公園が最もよく利用されているようです。

◆あなたの団体が、この1年間、運動・スポーツを行った主な理由は何ですか？

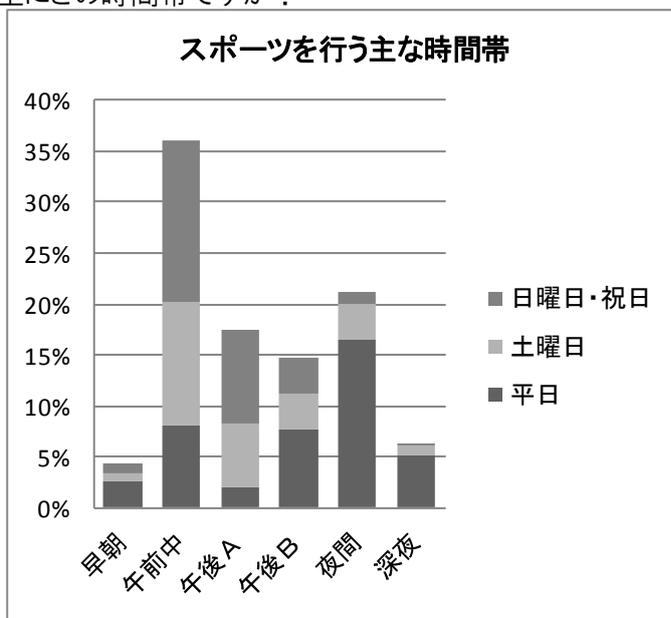
1	健康・体力づくりのため	186	19%
2	スポーツを楽しむため	170	17%
3	友人・仲間との交流のため	165	17%
4	大会に出場するため	124	12%
5	競技力向上のため	104	10%
6	精神の修練や訓練のため	60	6%
7	ストレス解消・爽快感のため	55	6%
8	運動不足を感じるため	47	5%
9	地域の人たちとの交流のため	44	4%
10	生きがい・自己実現の機会として	22	2%
11	美容・ダイエットのため	8	1%
12	家族との交流のため	6	1%
13	その他	4	0.4%

健康・体力づくり、スポーツを楽しむ、友人・仲間との交流などを主な目的として、この1年間運動・スポーツを行った団体が多いようです。



◆あなたの団体が、この1年間、運動・スポーツしたのは主にどの時間帯ですか？

平日	早朝(5:00~9:00)		
	19	3%	
平日	午前中(9:00~12:00)		
	57	8%	
	午後A(12:00~15:00)		
	15	2%	
	午後B(15:00~18:00)		
	55	8%	
平日	夜間(18:00~21:00)		
	117	17%	
	深夜(21:00以降)		
	37	5%	
	土曜日	早朝(5:00~9:00)	
		5	1%
土曜日		午前中(9:00~12:00)	
		87	12%
		午後A(12:00~15:00)	
		44	6%
	午後B(15:00~18:00)		
25	4%		
土曜日	夜間(18:00~21:00)		
	25	4%	
	深夜(21:00以降)		
	6	1%	
	日曜日・祝日	早朝(5:00~9:00)	
		7	1%
日曜日・祝日		午前中(9:00~12:00)	
		111	16%
		午後A(12:00~15:00)	
		65	9%
	午後B(15:00~18:00)		
25	4%		
日曜日・祝日	夜間(18:00~21:00)		
	8	1%	
日曜日・祝日	深夜(21:00以降)		
	1	0.1%	

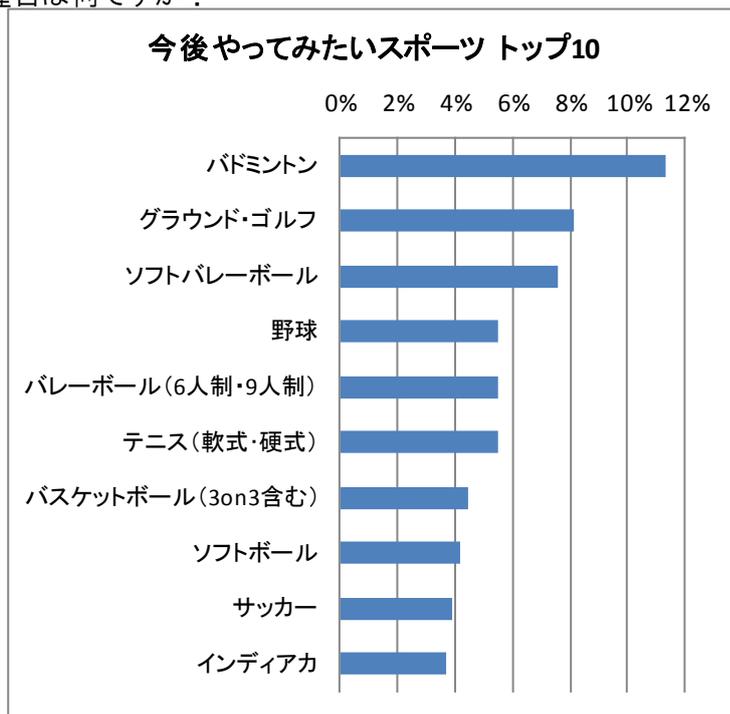


団体が運動・スポーツを行う時間帯について、平日は夜間が最も多く、土日祝日においては午前中が最も多いという結果になりました。

問3. 今後のスポーツ活動について

◆あなたの団体が、今後やってみたい運動・スポーツ種目は何ですか？

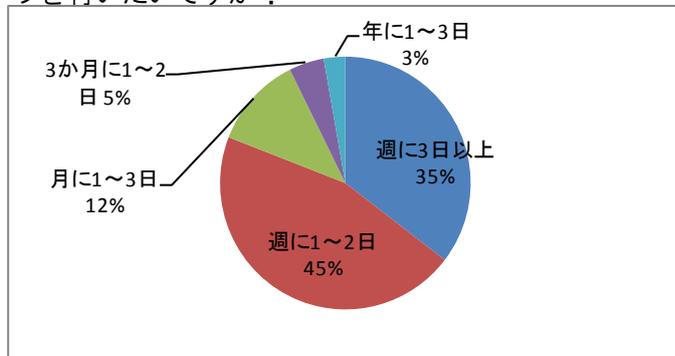
1	バドミントン	43	11%
2	グラウンド・ゴルフ	31	8%
3	ソフトバレーボール	29	8%
4	野球	21	6%
5	バレーボール(6人制・9人制)	21	6%
6	テニス(軟式・硬式)	21	6%
8	バスケットボール(3on3含む)	17	4%
7	ソフトボール	16	4%
9	サッカー	15	4%
10	インディアカ	14	4%
11	ウォーキング	13	3%
12	その他	12	3%
13	ジョギング・ランニング	12	3%
14	フットサル	11	3%
15	ストレッチング	11	3%
16	柔道	9	2%
17	ゲートボール	9	2%
18	卓球(ラジホ・卓球含む)	9	2%
19	水泳	8	2%
20	ゴルフ(練習含む)	8	2%
21	登山・トレッキング・ハイキング	8	2%
22	マラソン	8	2%
23	その他武道	6	2%
24	ウェイトトレーニング(マシン・フリーウェイト等)	5	1%
25	スキー・スノーボード	5	1%
26	剣道	3	1%
27	水中ウォーキング・アクアビクス等	3	1%
28	エアロビクス、青竹ビクス	3	1%
29	その他ウォータースポーツ	2	1%
30	ユニカール	2	1%
31	エアロバイク・トレッドミル等の有酸素トレーニング	2	1%
32	スケートボード・BMX・インラインスケート	2	0.5%
33	体操(ラジオ体操、ダンベル体操、3B体操 等)	1	0.3%
34	サイクリング	1	0.3%



「今後やってみたい運動・スポーツは何ですか？」という質問では、前問「この1年間に行った運動・スポーツは何ですか？」と類似した結果となっており、現在行っている運動・スポーツを継続したいと考えている団体が多いようです。

◆あなたの団体は、今後どのくらいの頻度で運動・スポーツを行いたいですか？

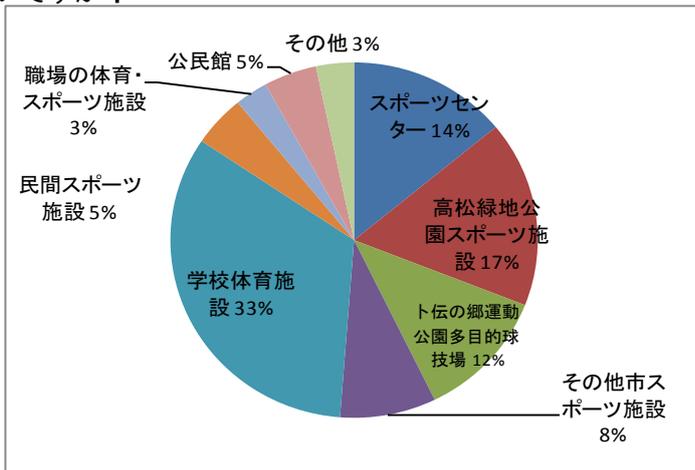
1	週に3日以上(年151日以上)	102	35%
2	週に1~2日(年51日~150日)	131	45%
3	月に1~3日(年12日~50日)	34	12%
4	3か月に1~2日(年4日~11日)	13	5%
5	年に1~3日	8	3%



この1年間に週1日以上運動・スポーツを行った団体は約7割でしたが(前問参照)、今後に関しては8割の団体が週1日以上運動・スポーツを行いたいと考えているようです。

◆あなたの団体は、主にどこで運動・スポーツを行いたいですか？

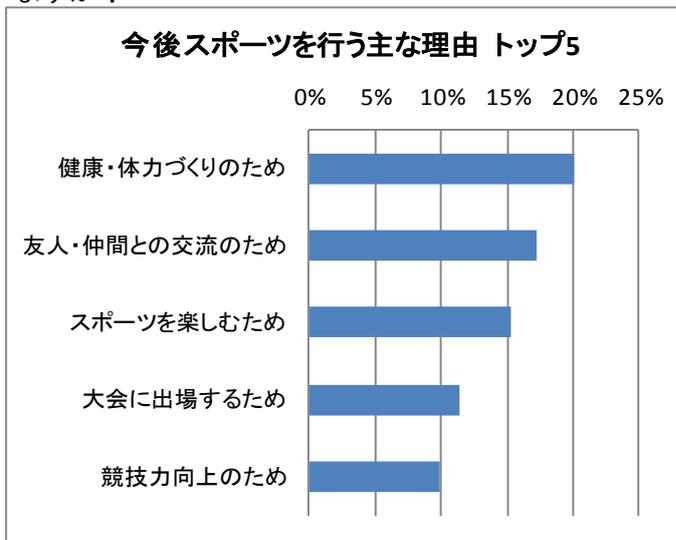
1	スポーツセンター	63	14%
2	高松緑地公園スポーツ施設	76	17%
3	ト伝の郷運動公園多目的球技場	53	12%
4	その他市スポーツ施設	38	8%
5	学校体育施設	149	33%
6	民間スポーツ施設	21	5%
7	職場の体育・スポーツ施設	13	3%
8	公民館	21	5%
9	その他	15	3%



前問「この1年間主にどこで運動・スポーツを行いましたか？」とほぼ一致した結果となっており、今後も同じ場所で運動・スポーツを行いたいと考えている団体が多いようです。

◆あなたの団体は、今後何のために運動・スポーツを行いますか？

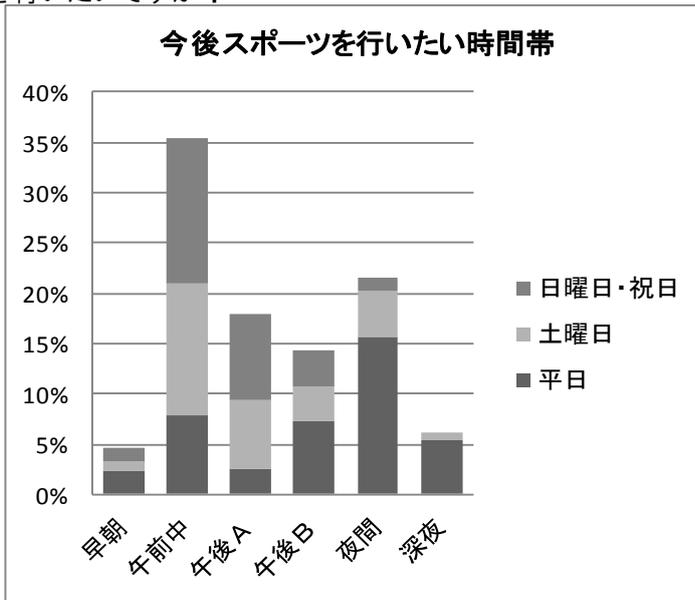
1	健康・体力づくりのため	211	20%
2	友人・仲間との交流のため	182	17%
3	スポーツを楽しむため	162	15%
4	大会に出場するため	120	11%
5	競技力向上のため	105	10%
6	精神の修練や訓練のため	66	6%
7	ストレス解消・爽快感のため	63	6%
8	地域の人たちとの交流のため	58	6%
9	運動不足を感じるため	44	4%
10	生きがい・自己実現の機会として	27	3%
11	家族との交流のため	7	1%
12	美容・ダイエットのため	5	0.5%
13	その他	4	0.4%



前問「この1年間運動・スポーツを行った主な理由は何ですか？」と同じく理由は多岐に渡っており、このことから運動・スポーツは多方面の役割を担っていることが伺えます。

◆あなたの団体は、今後どの時間帯で運動・スポーツを行いたいですか？

平日	早朝(5:00~9:00)	18	2%
	午前中(9:00~12:00)	61	8%
	午後A(12:00~15:00)	20	3%
	午後B(15:00~18:00)	56	7%
	夜間(18:00~21:00)	121	16%
	深夜(21:00以降)	41	5%
土曜日	早朝(5:00~9:00)	8	1%
	午前中(9:00~12:00)	100	13%
	午後A(12:00~15:00)	53	7%
	午後B(15:00~18:00)	27	4%
	夜間(18:00~21:00)	35	5%
	深夜(21:00以降)	7	1%
日曜日・祝日	早朝(5:00~9:00)	10	1%
	午前中(9:00~12:00)	112	15%
	午後A(12:00~15:00)	65	8%
	午後B(15:00~18:00)	27	4%
	夜間(18:00~21:00)	10	1%
	深夜(21:00以降)	0	0%

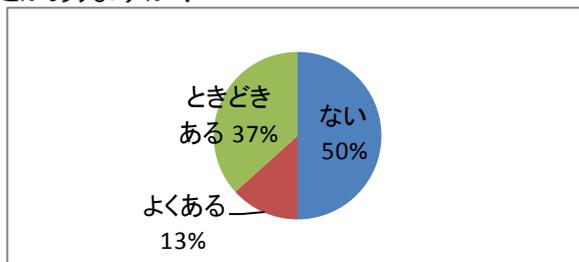


前問「この1年間、運動・スポーツしたのは主にどの時間帯ですか？」と同様、平日は夜間、土日祝日は午前中に運動・スポーツを行いたいと考えている団体が多いようです。

問4. スポーツ施設の予約状況と活動について

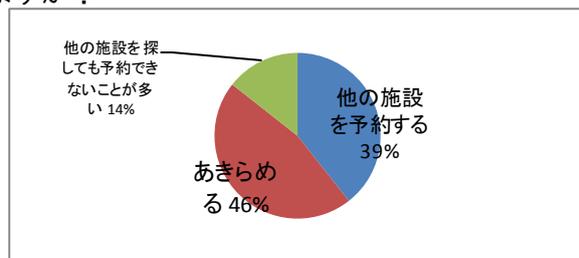
◆あなたの団体が施設を予約する際、予約が取れないことがありますか？

1	ない	139	50%
2	よくある	37	13%
3	ときどきある	102	37%



◆希望する施設の予約が取れない場合、あなたはどのようにしますか？

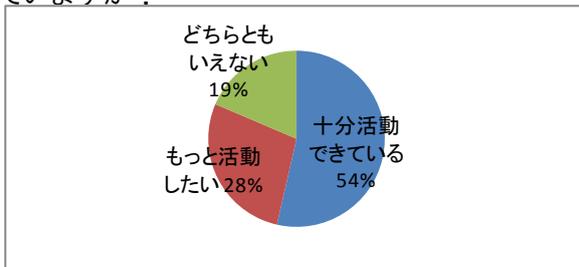
1	他の施設を予約する	52	39%
2	あきらめる	61	46%
3	他の施設を探しても予約できないことが多い	19	14%



予約が取れないことが「よくある」「ときどきある」と答えた団体は約半数に上り、そのうち、他の施設を探しても予約出来なかったり諦めたりしてしまう団体が多数を占めています。

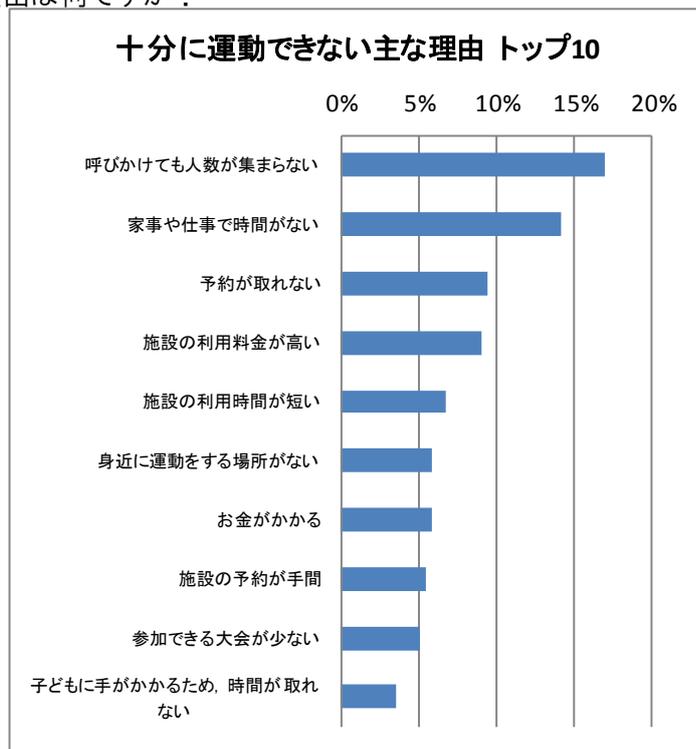
◆あなたの団体の、現在のスポーツ活動をどのように感じていますか？

1	十分活動できている	150	54%
2	もっと活動したい	78	28%
3	どちらともいえない	52	19%



◆あなたの団体が十分に運動できない(しない)主な理由は何ですか？

1	呼びかけても人数が集まらない	43	17%
2	家事や仕事で時間がない	36	14%
3	予約が取れない	24	9%
4	施設の利用料金が低い	23	9%
5	施設の利用時間が短い	17	7%
6	身近に運動をする場所がない	15	6%
7	お金がかかる	15	6%
8	施設の予約が手間	14	6%
9	参加できる大会が少ない	13	5%
10	子どもに手がかかるため、時間が取れない	9	4%
11	年をとったから	9	4%
12	その他	9	4%
13	運動よりも他のことに興味がある人が多い	7	3%
14	特に理由はない	5	2%
15	人間関係が大変	5	2%
16	指導してくれる人がいない	5	2%
17	面倒だから	3	1.2%
18	大会・イベント情報が入手できない	2	0.8%

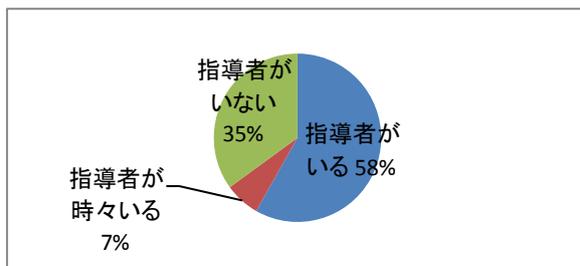


「十分活動できている」と答えた団体は約半数でした。残りの半数が十分活動できていない理由としては、人数が集まらない、時間がない、予約が取れない等が挙げられました。

問5. 団体の指導者について

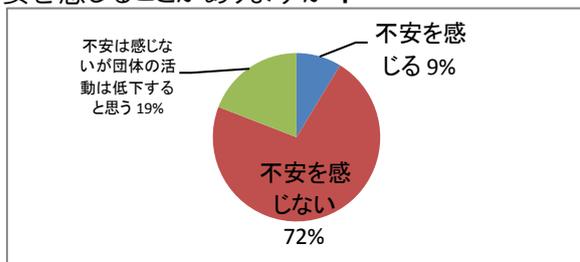
◆あなたの団体に指導者はいますか？

1	指導者がいる	163	58%
2	指導者が時々いる	19	7%
3	指導者がいない	98	35%



◆指導者(取りまとめる人)に関して、今後の団体活動に不安を感じることがありますか？

1	不安を感じる	10	9%
2	不安を感じない	83	72%
3	不安を感じないが団体の活動は低下すると思う	22	19%



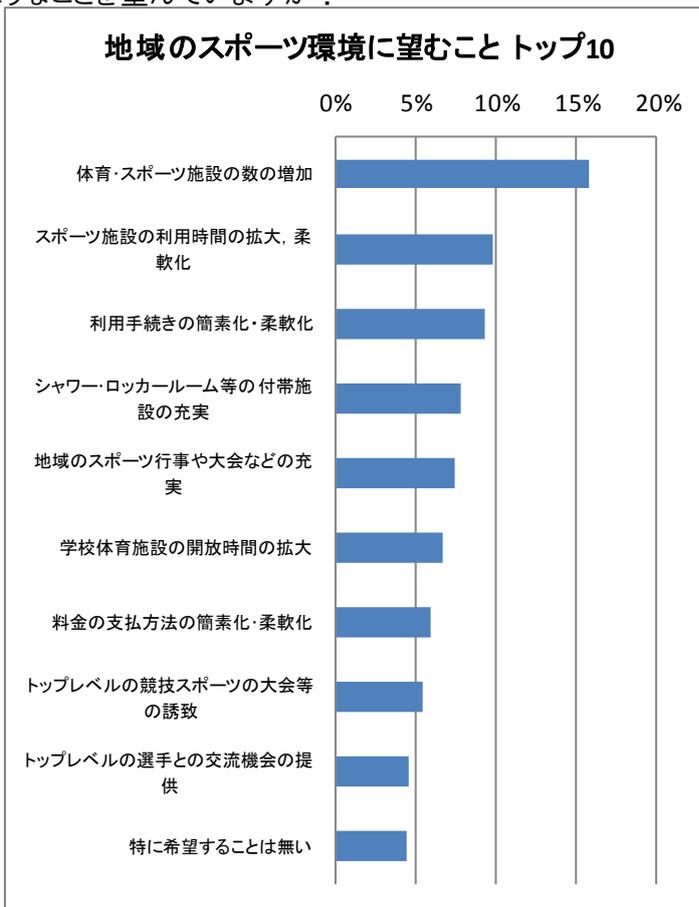
指導者がいる団体は約6割で、指導者がいないor時々しかいない団体でも約9割が「不安を感じない」と答えました。

問6. 地域のスポーツ環境について

◆あなたの団体は、地域におけるスポーツ環境にどのようなことを望んでいますか？

1	体育・スポーツ施設の数の増加	121	16%
2	スポーツ施設の利用時間の拡大、柔軟化	75	10%
3	利用手続きの簡素化・柔軟化	71	9%
4	シャワー・ロッカールーム等の付帯施設の充実	60	8%
5	地域のスポーツ行事や大会などの充実	57	7%
6	学校体育施設の開放時間の拡大	51	7%
7	料金の支払方法の簡素化・柔軟化	46	6%
8	トップレベルの競技スポーツの大会等の誘致	42	5%
9	トップレベルの選手との交流機会の提供	35	5%
10	特に希望することは無い	34	4%
11	アフタースポーツのための施設の充実	30	4%
12	世代を超えてスポーツを行える環境の整備	28	4%
13	地域スポーツについての情報提供の充実	16	2%
14	スポーツ教室の充実(レベル、種目数 等)	15	2%
15	指導者に関する情報提供	15	2%
16	個人で参加できるスポーツプログラムの提供	14	2%
17	健康やスポーツに関する講演会等の実施	12	2%
18	その他	11	1%
19	スポーツボランティアの機会の提供	10	1%
20	サークル・同好会への適切な指導者の派遣	8	1%
22	スポーツ施設への指導者の配置	7	1%
21	スポーツサークル・同好会へのクラブハウスの整備	6	1%

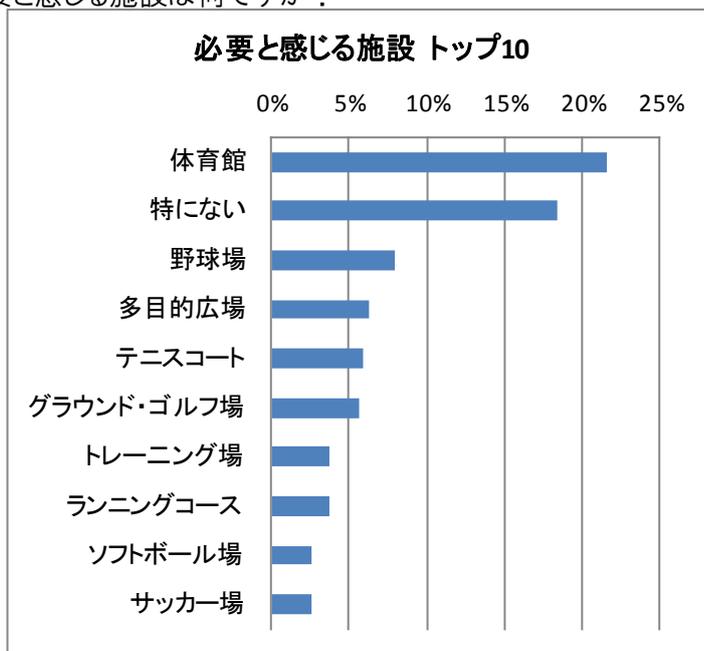
地域のスポーツ環境に望むこと トップ10



地域のスポーツ環境に対する要望は、施設の利用時間・手続きの柔軟化、シャワー・ロッカールーム等の付帯施設の充実、地域のスポーツ行事や大会の充実など多岐に渡りますが、特に施設数の増加が多くの団体から望まれているようです。

◆あなたの団体が活動する中で、特に施設整備が必要と感じる施設は何ですか？

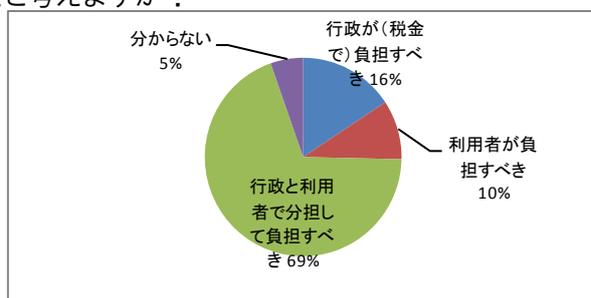
1	体育館	76	22%
2	特にない	65	18%
3	野球場	28	8%
4	多目的広場	22	6%
5	テニスコート	21	6%
6	グラウンド・ゴルフ場	20	6%
7	トレーニング場	13	4%
8	ランニングコース	13	4%
9	ソフトボール場	9	3%
10	サッカー場	9	3%
11	その他	9	3%
12	陸上競技場	9	3%
13	ウォーキングコース	8	2%
14	屋内プール	7	2%
15	ゲートボール場	7	2%
16	キャンプ場	7	2%
17	フットサル場	7	2%
18	柔道場	7	2%
19	クロッケー場	4	1%
20	剣道場	4	1%
21	探検遊具コース	3	1%
22	屋外プール	2	1%
23	ハイキングコース	2	1%
24	相撲場	1	0.3%



「特に施設整備が必要と感じる施設は何ですか？」という質問に対しては、体育館と答えた団体が際立って多く、特に必要ないと感じている団体も多いようです。

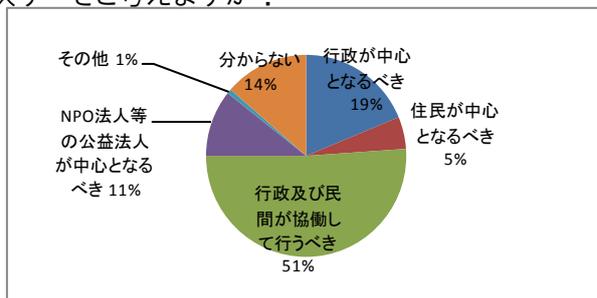
◆運動・スポーツを行う際に必要な経費は誰が負担すべきと考えますか？

1	行政が(税金で)負担すべき	44	16%
2	利用者が負担すべき	27	10%
3	行政と利用者が分担して負担すべき	194	69%
4	分からない	15	5%



◆スポーツに関するサービスは誰が中心となって準備・提供すべきと考えますか？

1	行政が中心となるべき	51	19%
2	住民が中心となるべき	14	5%
3	行政及び民間が協働して行うべき	139	51%
4	NPO法人等の公益法人が中心となるべき	29	11%
5	その他	2	1%
6	分からない	37	14%

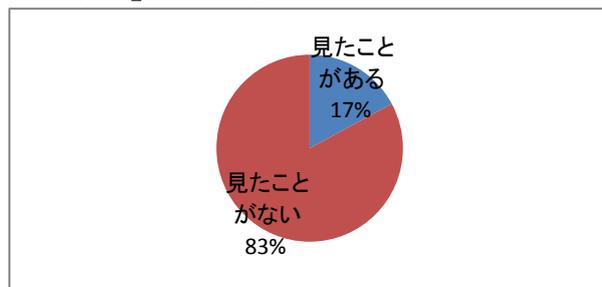


経費の負担とサービスの準備・提供についての質問では、「行政と利用者が分担して負担すべき」「行政及び民間が協働して行うべき」と答えた団体が多数を占め、受益者負担・住民主体の考え方が一定の理解を得られているようです。

問7. 鹿嶋市が開設しているホームページ「かしまスポーツナビ」について

◆あなたは、かしまスポーツナビを観たことがありますか？

1	見たことがある	49	17%
2	見たことがない	237	83%



鹿嶋市のスポーツ情報を発信している「かしまスポーツナビ」を観たことがない方が圧倒的多数であり、これから周知を徹底していく必要があるようです。

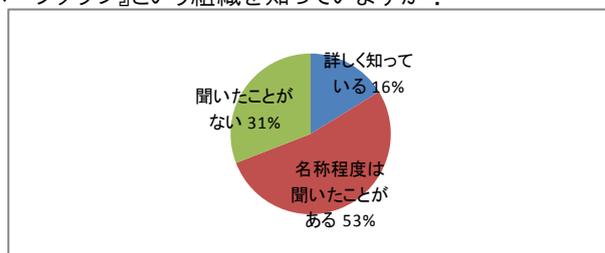
◆かしまスポーツナビで掲載してほしい情報がありましたら記入してください。

- ・もっと詳しく。
- ・活動状況をもっと増やしてほしい。写真等(試合・講演)。
- ・各種の大会の開催予定や結果をもっと増やしてほしい。観戦にも行ってみたいので。
- ・大会開催の案内、結果
- ・少年野球大会結果(学童軟式)
- ・ローカル含む団員の募集、日頃の練習風景の発信
- ・団員募集のお知らせなど、団体間の情報交換や交流が出来るようなコーナーを作ってください。
- ・各競技団体及びスポーツ少年団等にリンクする画面はあるが、各競技団体のHPがない。各団体にPR及び援助して充実すべき。もったいない。
- ・少年団OBの活躍情報
- ・スポーツ団体(学校部活)の詳細紹介(練習場所、時間、連絡先等)
- ・体育館の予約状況

問8. 総合型地域スポーツクラブについて

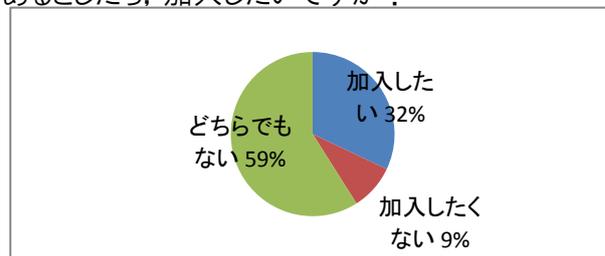
◆あなたは『総合型地域スポーツクラブ』または『NPO法人かしまスポーツクラブ』という組織を知っていますか？

1	詳しく知っている	42	16%
2	名称程度は聞いたことがある	137	53%
3	聞いたことがない	80	31%



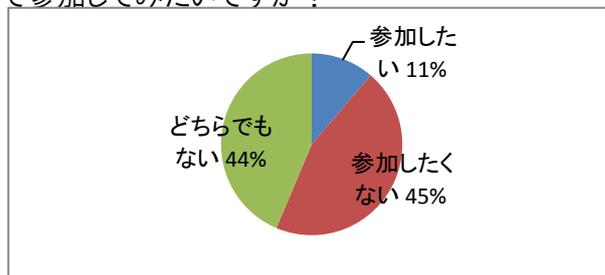
◆あなたの住んでいる地域に総合型地域スポーツクラブがあるとしたら、加入したいですか？

1	加入したい	89	32%
2	加入したくない	25	9%
3	どちらでもない	164	59%



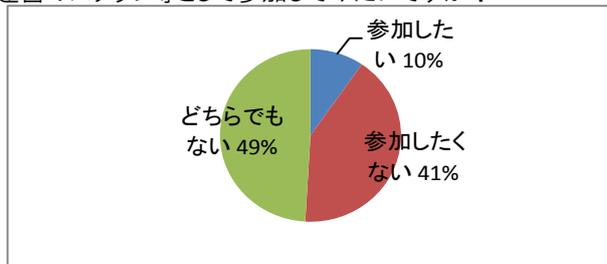
◆総合型地域スポーツクラブにスポーツ種目の指導者として参加してみたいですか？

1	参加したい	31	11%
2	参加したくない	124	45%
3	どちらでもない	120	44%



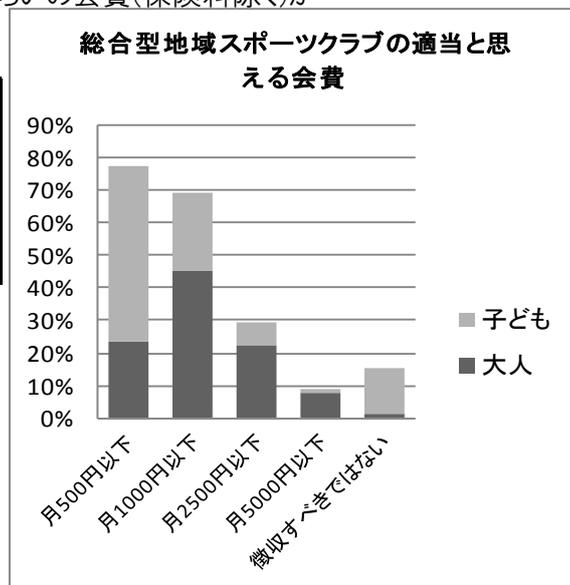
◆総合型地域スポーツクラブに役員や運営委員・事業の企画立案運営のスタッフ等として参加してみたいですか？

1	参加したい	26	10%
2	参加したくない	112	41%
3	どちらでもない	133	49%



◆あなたが総合型地域スポーツクラブに加入するとしたら、月どのくらいの会費(保険料除く)が
適当であると思いますか？

		<大人>		<子ども>	
1	月500円以下	64	23%	122	54%
2	月1000円以下	124	45%	54	24%
3	月2500円以下	62	23%	15	7%
4	月5000円以下	21	8%	3	1%
5	月5000円以上	0	0%	0	0%
6	徴収すべきではない	4	1%	31	14%



総合型地域スポーツクラブに加入したいかどうかについての質問では、「加入したい」が「加入したくない」を上回りましたが、指導者や運営委員等として参加したいかどうかについての質問では、「参加したくない」が「参加したい」を上回る結果となりました。また、会費についての質問では、大人は月1000円以下、子どもは月500円以下が適当であると多くの方に考えられているようです。

問9. 鹿嶋市が設置するスポーツ施設や学校体育施設、及び鹿嶋市のスポーツ振興について、
要望やご意見がありましたらご記入ください。

<学校体育施設関係>

設備について

- ・利用施設の備品の整備(用具・照明)
- ・学校体育施設(用具の不備)
- ・備品の点検、修理(取替)
- ・学校体育施設の修繕等を迅速に対応してもらえると助かる。
- ・機具が古くて壊れてる物が多い(ネット類)。
- ・学校体育施設の備品・清掃用具等の充実の応援をお願いします。ネット(バレーボール)が古くて伸びているため、新しい物に交換してほしいです。
- ・施設によって器具(ポール・ネットなど)の状態が違う。とても古く使用していて危険だと感じるものもある。特に学校施設にはひどい物がある。状況を把握して予備の物と交換するなり新しくして欲しい。
- ・ソフトバレーでネットを張るとポールがあまり良くないためネットがきちっと張れないので、新しいポールが欲しいです。
- ・ポールのネジがなかったりして使用するのに出来なかったりすることがある。
- ・運動用具が揃っていない(ポール、得点板などとても古くなっている)
- ・備品を充実してほしい、細かい所の点検をお願いしたい。例)点数板、ネット等
- ・ソフトバレー用の線(バドミントン)を引いてほしいです。いつも目安でやっているの。
- ・大野中学校柔道場部室のサッシ(冬場大変寒い)、屋根補修。
- ・鹿島小のカーテンレールが壊れていて閉まらない。トイレが臭い。また、椅子の出し入れの扉が壊れているので危ない!! 倉庫も直してほしい。
- ・学校体育館の使用なのですが、ソフトバレー、バドミントン等が2面とれるスペースなので、中央の仕切り等が欲しいです。真ん中にネット等を付けて頂きたいのですが？
- ・モップがいつも汚いのでモップをかけても無駄。交換の頻度を増やしてほしい。
- ・体育館の床が滑りやすいため、定期的なモップの交換を出来るようにしてほしいです。
- ・モップがかなり汚れていてモップをかけても綺麗にならないのでもっと頻繁にモップ交換をしてもらいたい(1ヶ月に1回)。
- ・バドミントンを実施していますが、照明が消えた時の早朝対応と、出来たらもう少し照明を明るくして欲しいです。

- ・使用料が安価なのは良いのですが照明設備が少ない。
- ・新しい施設を設置するというよりは、現在の施設の整備をしてほしい。
例えば学校施設の屋外照明をつけて夜間(21:00位)も利用できるようにするとか？
- ・照明が暗い、電灯が切れたらすぐに修理してほしい。
- ・体育館を利用して頂いております。天井の電灯に不具合が生じている場合があります。補修を要望致します。
- ・鹿野中学校を利用していますが、駐車場が暗いです。外灯を付けてもらいましたが、点灯してない場合が多いです。
安全の為、夜10時までは点灯をお願いします。
- ・シャワー・ロッカールーム等の付帯施設が充実していればありがたい。女性の場合、着替える場所がないと可哀想。

予約・利用時間について

- ・保育園等の貸出の時、日程を早く連絡が欲しい。急では他の施設の予約が取れない。
- ・今、体育館を使用できる所が少ないため、使える体育館を直してほしい。幼稚園などが体育館を使用する場合には、公民館より各団体へ連絡してほしい。
- ・単発で使用する団体の連絡先をまちづくりセンターが把握していない(問い合わせても分からない)事が過去にあり、非常に苦労した。同じ事を繰り返さないようにしてほしい。
- ・一般の団体でも週2までは使用させてください。
- ・週に原則1回利用となっているが、週に1回以上(3回程)同じ団体が利用していることがある。そうすると平等性にも欠けてしまし、練習をしたい曜日に練習ができないということになってしまうので、市の担当者がもう少ししっかり関わって改善してほしいと思います。
- ・原則その地域住民がその地区の体育館を利用するようになっていますが、例えば、他の地区の体育館も使用できるようにすれば、もし空きがあれば他の地区の体育館を利用することもできると思うし、空き情報の公開システム等があれば、もっとスムーズに借りやすくなると思う。
- ・体育館の利用時間の延長。出来れば夜11時まで。
- ・予約はまちづくりセンターが窓口だが、そもそもまちづくりセンターは現在行政主体ではなく住民主体になっている事がまだまだ(というか殆ど)知られていない。そのため、使用する側がまちづくりセンターに求めるものと、実際に行えることにズレがある。私達の団体は日曜日に通年利用しているため、インディアカやミニバスの大会が年に数回はいるが、それらの団体が予約担当が毎年変わるため、そのズレが埋まりにくい。
予約(体育館を使用)する団体に対し、まちづくりセンターの出来ること、立場をしっかり伝えてもらいたい。
また、単発で使用する団体には、通年で使用する団体に対し使用する旨を伝える事を必ず指導してほしい。

利用方法について

- ・学校体育施設において会員数が多い団体には半面ではなく全面利用出来るようにしてほしい。
40名でも半面、7~8名でも半面です。
- ・夜間に使用する団体の学校施設の利用の仕方が悪い団体があり、そのゴミやタバコの吸い殻の掃除を学校の生徒や職員が行っていることがあるので利用のマナーを呼びかけて欲しい。
- ・学校教職員としての立場から…学校開放の利用の仕方が良くない時がある。
窓が開けっ放しだったり、禁止場所で喫煙があったり。
- ・学校行事・授業での使用が悪い(床が砂だらけ)、床面が滑る。
- ・バレーボールで体育館を利用していますが、備品等の片付け方が団体によって違い、
使用時に探してしまうことがあります。出来れば名前を付け、片付ける場所を決められると良いと思います。
ちなみに、バドミントンのポール・バレーのポールが混じっていたりしている。
- ・学校部活動との連携

利用料金について

- ・学校開放は良いが、電気代は取るべきでない(健康づくりに大いに貢献していると思うから)。
- ・照明料はなくした方がよい。全体的には3H利用が2H利用となったクラブが多い。
その上シール料金は手間がかかりすぎる。
- ・照明料金をもう少し安価に願います。

その他

- ・水曜日に練習できる体育館を連絡してほしい。
- ・学校体育施設の開放
- ・現在は高松中学校のテニスコートを利用して頂いております。有効に利用させて頂き感謝しています。年に一回はコート周辺の草刈りなど環境の整備は積極的に行っており、継続して利用させて頂きますようお願いいたします。

<スポーツセンター・ト伝の郷運動公園関係>

設備について

- ・スポーツセンター専用の駐車場がないため、スタジアムでサッカー等が開催された場合駐車料金をとられる。
- ・スポーツセンターに駐車場を設置してほしい。
- ・スポーツセンター専用駐車場(無料)が欲しい。
- ・サッカー試合日のスポセン使用不可に関して(駐車場を市が持っていない事)
- ・アリーナ内備品置場…緑地などのように置き場所をきちんと決めて定位置に！テプラは有効！
例えばアリーナは、コートNo.のカードが不明になっているので、探すのに大変だった事があるため。

- ・スポーツセンターのサブアリーナコートサイドから光が入りバドミントン等の競技が出来ない。
市の大会等でもカーテン等の段取りに相の手間がかかる。高松緑地(Bコート側)も一部光が入り同じ問題がある。
- ・サブアリーナに暗幕が欲しい。総合体育館として基本的に成立していない。
- ・スポーツセンターを利用させて頂き、ありがとうございます。メインアリーナが早く使用できるようにお願いします。
- ・地震でアリーナの体育館がまだ使えませんが、そんな時こそ早く修理を済ませるのが振興に繋がるんじゃないでしょうか。
- ・ト伝運動公園での大会や行事の際の駐車場の少なさに対して不満。
- ・夜間使用できるサッカー、フットサル施設が少ないと思う。
ト伝の郷運動公園も、照明を低い位置でも良いから反対側(道路51号)にも設置してほしい。
- ・ト伝の郷近辺にテニスコートを作してほしい。
- ・ゲートボール使用について(ト伝)
 1. ラインテープの中もう少し狭く
 2. ゲート、ポールの取り付け方法 人工芝の下にマグネット板取付方法等(固定方法の改善)

予約・利用時間について

- ・連絡事項など必要なことは早めに連絡して欲しい。3月以降のスポセンの予約をしていたが、こちらが連絡するまで何もなかった。
- ・スポーツセンター利用が年当初に決まっても、サッカー日程により使用不可となり、大会開催に支障が出ています。
- ・スポーツセンター利用調整会議で決まっても、サッカー日程により使用不可となり、大会開催に支障が出ています。
- ・大会が入っている日に、サッカーの試合を後から入れて、大会の日程をずらして欲しいという要求はおかしい。
- ・スポーツセンターについて、月曜日が振替休日の場合の利用が可能となってほしい。
- ・スポーツセンター再開時には日曜日の利用時間(17:00終了)を延ばしてほしい。
- ・9時まで使えてシャワーもその後使えるようにして(当たり前)。
- ・ト伝の夜間利用や大野球場の土日を少年団が優先的に利用していることに疑問を感じる。
- ・ト伝の管理について体協で運営していると聞きましたが、公共の施設は皆が楽しく使用できる様運営してほしい。
時間の融通は利かないのか？
- ・スポーツセンター管理のト伝グラウンドですが、大会があれば朝の準備時間が非常に大切です。時間を守る事は規則として分かりますが柔軟性があっても良いのでは。1時間半位の準備時間は対応して頂ければ助かります。
- ・ト伝の郷を夜10時~11時くらいまで解放してほしい。仕事後から始めるとやる時間が殆どない。

利用料金・その他

- ・スポーツセンターの利用料金をもっと下げて欲しい。
- ・スポーツセンター長の教育をしてほしい。
- ・スポーツセンターの人でト伝準備で会っても挨拶も返してくれない人がいます。
- ・震災後7月から健康維持プログラムに申込みをしたところ、経験者は定員が一杯の場合出来ないこともあると言われた。健康を目的にやりたい人に歓迎して是非という気持ちがないのは残念でした。スポーツ振興の観点から増えたら嬉しいのに気持ちが削がれました。施設や予算がなくてそうなのか？根本から変えて欲しい。

<高松緑地公園スポーツ施設関係>

設備について

- ・緑地体育館の床をスポーツセンターのような床に替えて欲しい。ネットも張りやすいのに替えて欲しい。
- ・高松緑地のテニスコートに壁打ち、照明があったら嬉しい。
- ・高松緑地公園テニスコートの拡張(予約がとりにくい、大会の開催を考えて)。現在6面→8~10面に出来ないものか。
- ・プールですが、ウォーキングエリアと水泳するエリアを分けて十分水泳が出来るようにしてほしい。
半分が浅すぎてやりにくい。幼児のニーズと大人のニーズを一緒にするのは無理がある。

利用料金・その他

- ・緑地を借りるのにもお金がかかりすぎる。ほかの地域は中学生からお金を取ったりしないで施設を貸し出している。鹿嶋市で練習試合を組むとお金がかかって嫌がられる。他の地域に行くにもバス代はかかるし、部活を積極的に取り組める環境ではないと感じる(前の部活を持っている時、感じました。)
- ・昔、高松運動公園でテニスをしていて、所定時間を過ぎていたら、物凄い口調で施設の管理人であろう人に恫喝された。現在でもトラウマとなっている。施設管理の選人に配慮を願う。
- ・今まで日曜日あめんぼ(水泳)に長年やっています。この度日曜日が5時で終わって私たちの6時半からの水泳が出来なくなりました。今までずっとしてきた事が、私達10人以上いるのに、なぜ5時に終わってしまうのですか？金曜日に変えましたが辞める人もあり、もう少し私達の気持ちをかってくれても良いと思います。中島コーチだからですか。

<スポーツ施設全般>

設備について

- ・少人数でもスポーツが出来るように卓球場等の施設があると気軽に球技が楽しめる。
荒川区には、野球やサッカーをした後に少年たちがユニホームのまま卓球をしていた。
その隣の台では年配のグループが卓球を楽しんでいました。そういう施設が複合化してつくられていました。
- ・卓球用具の整備をしてほしい。
- ・卓球マシンを設置してほしい。

- ・卓球をやりたいと思っているのですがどこでやっているか分かりません。
- ・大人、子供が満足できる野球場(スタジアム)が欲しい。水戸市民球場のような、横浜市のような、緑地クラスの野球場がもう一つ欲しい(もちろんマウンドあり)。学童用多目的運動場も。サッカーだけでなく野球の環境整備も充実してほしい。
- ・全国的にサッカーの街として売り出しているが、野球ももっと力を入れ、野球をできる環境をつくり出してほしい。
- ・野球をもっと出来るようにしてほしい。
- ・野球場の整備
- ・夜間出来るテニスコートが必要と思います。
- ・テニスコートを増やしてほしい。
- ・神栖市神之池の様なグラウンドゴルフ公園
- ・大野地域に専用のグラウンドゴルフ場を設置して、高齢者の交流・健康増進・生きがい図れる様にしてほしい。
- ・武道館の設置
- ・空手、キックボクシング、総合格闘技などに強く取り組んでほしい。
- ・柔道や剣道を団体に所属しないで出来るシステムが欲しい。
- ・トイレの増設
- ・トイレ、水飲み場、シャワー等の施設充実を望む。
- ・豊郷公民館ゲートボール場に手洗いが欲しい(月曜休館)
- ・夏のプールについて…神栖市のプールが大人～幼児まで利用できる温水プールと聞いています。
- ・スポーツ施設の整備、北海浜グラウンドの整備(誰も使用しないような施設はもったいない。石やワイヤー等が出てくる。人工芝化すべき)。体育館設備等の老朽化。
- ・北海浜を人工芝にしてほしい。
- ・施設の充実
- ・市民が昼間、簡易に使用できる施設がない(神栖にはある)。
- ・現在公共施設等は団体が多すぎて利用は厳しい状況にあると伺っておりますが？
- ・大人がもっとスポーツの出来るグラウンドを増やしてほしい。小中高での使用が多くてグラウンドを確保できないため。
- ・スポーツ先進のまちづくり、サッカーはシンボルスポートと言う割には、近隣の市から比べてもグラウンド数が少ない。
- ・ト伝はサッカーに力を入れすぎていて、多目的なグラウンドを取り入れた運動公園を作してほしい。別の場所でも可(大野区域などを利用して巨大な)。
- ・歩きで20分以内で使用できる施設があることを希望します。
- ・種目別により良い環境というものが存在します。バドミントン競技(卓球、バレー等でも同じ)では窓の光は厳禁又怪我の恐れもあります。暗幕等の常時設置を早急に希望いたします。
- ・各団体で使用する用具等の収納スペースを設置してほしい(例、器具庫)

予約・利用時間について

- ・施設の利用は平等にしてほしい。特定の団体を優先すべきではない。税金は皆平等に払っている。
- ・スポーツ施設の希望日の予約が取れない事が多い。
- ・スポーツ施設の予約が取れず希望コースが塞がっているにも関わらず、そのコースが使われていない。
- ・野球の予約を取ることができない。
- ・スポーツ施設の利用時間の拡大
- ・スポーツ施設の利用時間の拡張及び施設窓口のソフトな対応を心掛けてほしい。

利用料金について

- ・公共スポーツ施設を学校等で利用する際に、無料で利用させてほしい(神栖市のように)。
- ・無料で体育館開放等、無料でスポーツが出来る環境がたくさんほしいです。
- ・個人団体でも低料金でできるようにしてほしい。
- ・私共の団体はNPOかしまスポーツクラブ主催で月に2～4回施設を利用させて頂いておりますが、約10年の間に2度程、団体での会費等以外に場所の使用料金の徴収の話が出て、スポーツクラブでの理事会でボツになった経緯がありますが、利用者としてこの様な事はやめて頂きたいと希望します。使用料金の発生は利用者、指導者に負担を感じさせるものと考えます。
- ・スポーツ施設の利用料金が安すぎる(民間なら確実に破産しているレベルの料金設定)。

情報公開・その他

- ・他県の者です。鹿嶋市は体育館も沢山あり、設備がよく整っていると思います。ネットでリアルタイムで体育館の空き状況等が分かるとありがたいです。
- ・各施設の使用料金を広報、HP等で見られるようにしてほしい。
- ・市民に情報が届いていない。PR活動を積極的に願います。
- ・スポーツナビなどの状況を、活動している団体、まちづくりセンター、スポセン、公民館にも表示した方が良くと思います。色々なスポーツ活動が目につくように。
- ・各スポーツ団体がどこでどのような活動をしているのか行政が積極的にアピールしてほしい。
- ・大野ふれあいセンターの多目的ホールをスポーツ施設として開放してほしい。
- ・津賀城址公園の草刈りの件で、使用者ボランティア(年3回)実施。今後は市で草刈りやってもらいたい事。
- ・市内の公園が夕方～夜間、見通しが悪いし人気がないので不気味で使いづらい。

＜その他＞

総合型地域スポーツクラブについて

- ・「かしまスポーツクラブ」は運営が出来るほどの参加人数がいるのでしょうか？私は以前加入していましたが個人で参加しやすい種目があまりなく、既に既存メンバーでがっちり固まっていて新しく入っていける雰囲気を感じられず、結局会費の無駄と、辞めてしまいました。種目、会費などを含めて、参加しやすい環境にして頂ければと思います。
- ・発足当初は「自ら進んでスポーツを行うと共に、互いに協力し仲間とスポーツを楽しむ」豊かなスポーツクラブを目指していた。個々のニーズに対する技術指導は後回しにされた。私たちは日本体育協会公認「バドミントン上級指導員」資格も有効に活用する場がなく1年で退会。今は同好会等で活動している。
- ・総合型地域スポーツクラブの役員や運営委員が偉そうにしているので嫌いです。

民間施設について

- ・アントラーズのせいかサッカーばかりの施設以外の幅を広げるのに、ラウンド1のスポッチャみたいな施設が欲しい。
- ・民間の企業や団体と行政が協力して、様々なスポーツができる複合施設のようなものがもう少しあれば、地域住民の触れ合いの場にもなり、色々な団体がもっと活動しやすくなるのでは…と思います。(利用施設の拡大・充実化)
- ・宿泊施設の充実(スポーツセンター近くに併設、合宿可とする)

大会について

- ・各スポーツの大会を多くして頂きたい！
- ・市民大会など行事を行ってほしい。
- ・大会やイベントの開催。「スポーツのまち」とかの言葉は、プロサッカーだけと思える。
- ・鹿嶋市主催の大会をもっと市民が参加しやすく興味を持てるようにすべき(新規開拓含む)
- ・バスケの大会を市で開いてほしい。
- ・オリンピックやねりんピックではないけれど、1年もしくは2年毎に「ト伝杯」みたいな名称で関東もしくは全国規模のスポーツ大会(1week)を開催してほしい。
- ・トップレベルの競技スポーツの大会等の誘致。
- ・リーグ戦・トーナメント戦の審判の導入(サッカー)。ラインズマンはチーム内でできるが、審判は厳しいときがあります。

育成・指導について

- ・中学校の部活動で指導力の不足があると思う。上達する楽しさや大会に出て勝つ楽しさが伝えられていない子供たちが多くなっている感じがするので、挨拶や礼儀を教えられる指導者の育成に取り組んでもらいたい。良い指導者のいる学校、部と、いない所での差が大きくあると思います。
- ①コーチの数か②施設か③競技レベルが高いか④補助が高いか
- ・インストラクター不足の改善、インストラクターの育成(若手の育成)、アントラーズオフィシャルチアダンスチーム設立
- ・ジュニアを育てて欲しい。
- ・大人のマナー(上靴、下靴の区別)。幼児には大人が付き添い気配りをしてほしい。
- ・殿様にならない人員配置の検討。
- ・施設管理団体への指導強化(任せっぱなしではなく、シルバー人材を含め幅広く検討すべき)

補助金について

- ・ゲートボールの場合、補助金が神栖市に比べ圧倒的に少ない。なんとか増額してもらいたい。
- ・60歳以上でボウリングクラブ現在30名でつくっている団体です。16年目を迎えます。生涯スポーツとして月2回鹿島ボウリング場で頑張ってます。市が設置するスポーツ施設が無いので(利用できない)経費が高くなります。少しでも補助金を出してくれればありがたく思います。又市主催のボウリング大会を増やしてほしいです。
- ・潮来、行方両市は補助の額が多いです。財政面で辛抱するか。

鹿嶋市のスポーツ振興について

- ・スポーツの街として宣伝するならば、市民が自信にしている位のもの欲しい。
- ・スポーツの街という割にはNPO法人に丸投げで対応悪い。
- ・神栖市に比べて鹿嶋市は全てのことで今一つであります。
- ・サッカーのまち鹿嶋として恥ずかしい。皆に何故と言われている。この事態が続く様であればボランティアは廃れ、ひいてはサッカー(底辺)も廃れるかも？運営とサービスを両立出来ないのか？
- ・サッカー重視ではなく幅広く武道、スポーツの推進を図る事
- ・50歳以上の年配の人でも健康維持向上が気軽にできるスポーツ振興を望む。
- ・特に期待していない。何かを取組むのであれば前もってアンケート等をたくさんとって一部の人の意見で進めるのはやめてもらいたい。
- ・個人の意見ですが、中年男性が楽しめるスポーツが何でしょうか？中年の女性は多くの種目に参加している現在、この差について考えてしまいます。
- ・スポーツ振興に力を注いで頂きスポーツ推進室をありがたく思っています。

平成 22 年度 鹿嶋市健康づくりに関するアンケート調査

1. アンケートの趣旨

今回のアンケートは、健康かしま 21 後期計画策定の基礎資料として使用するべく、生活習慣や健診等に関して調査するものです。

2. アンケート調査票の配布と回収状況

【調査対象者】

平成 22 年 8 月 1 日現在、鹿嶋市に住民登録のある 20～74 歳の市民
対象者数：3,000 人（男女各 1,500 人ずつ）

【調査方法】

住民基本台帳より無作為抽出を行い、郵送配布・郵送回収にて調査を行った。

【調査票配布期間】 平成 22 年 9 月 15 日から 9 月 30 日

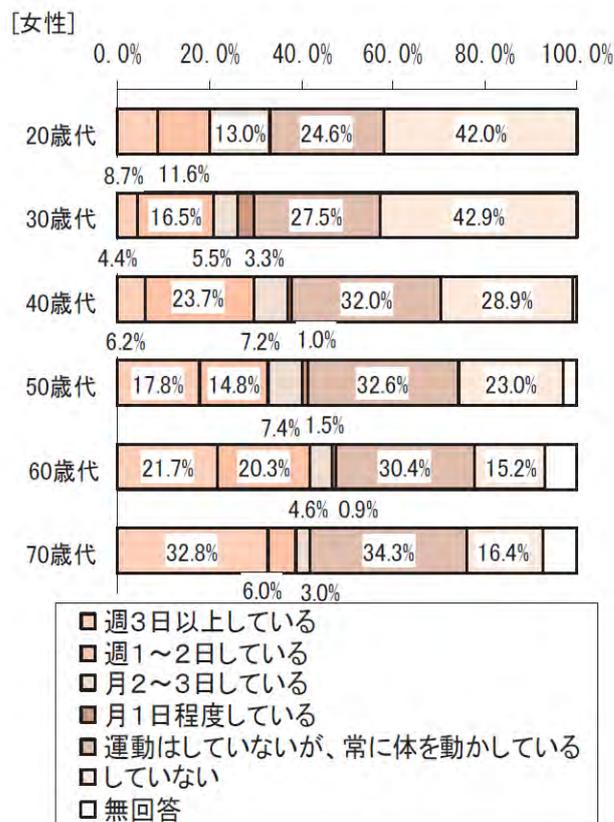
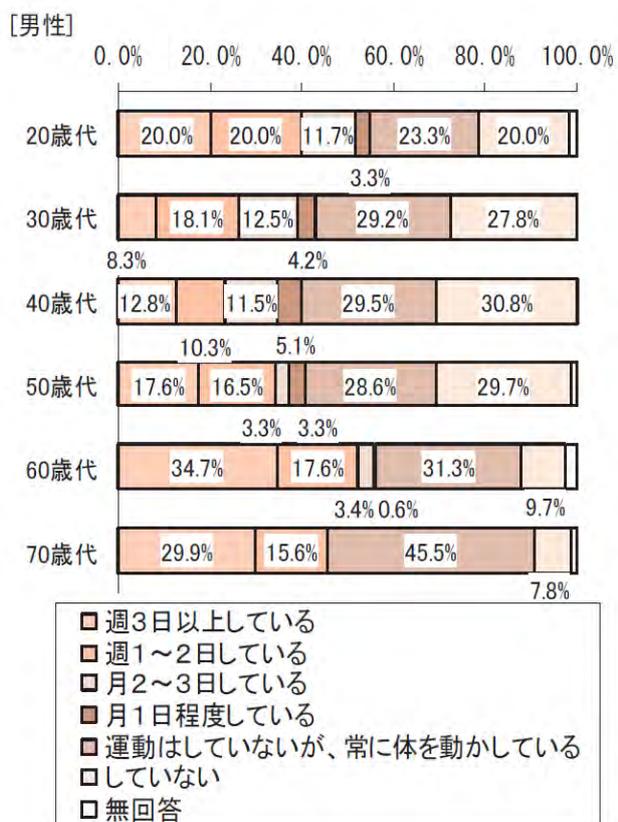
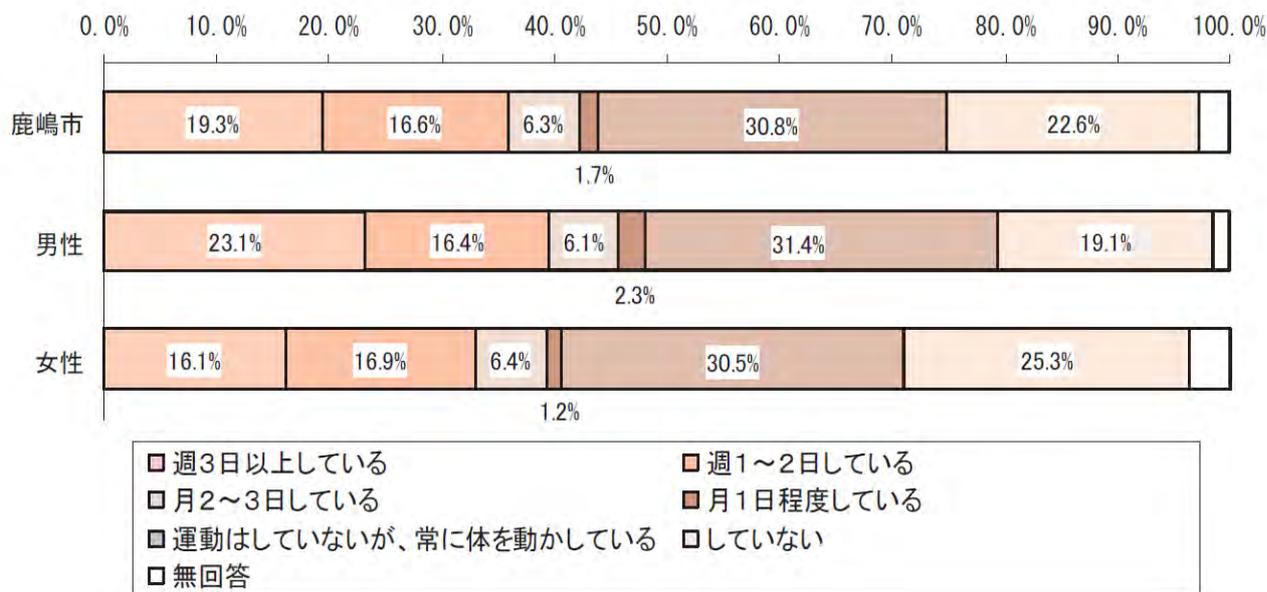
【調査票回収枚数】 1,232 枚

【調査票配布枚数】 3,000 枚

【調査票回収率】 41.1%

問13 あなたは、健康づくりのために定期的な運動をしていますか？

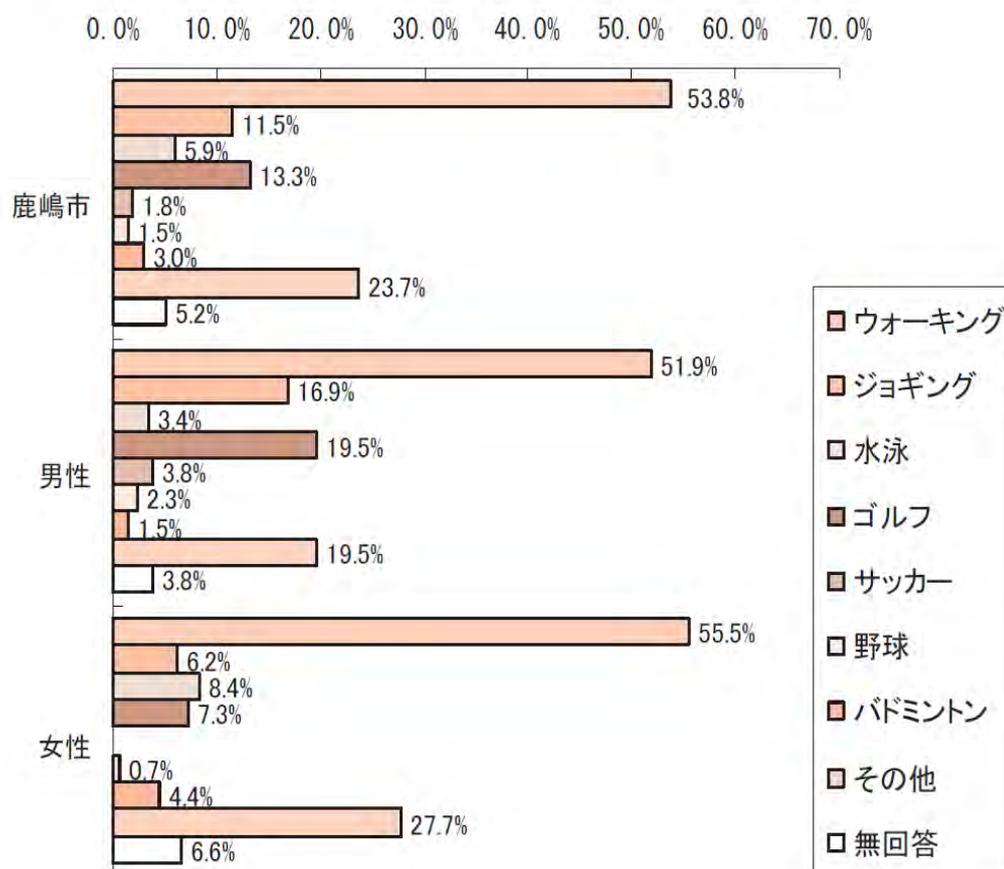
働きざかりの年代ほど運動をしていない状況で、20歳代から30歳代の女性では半数近い人が運動をしていませんでした。逆に60歳を超えるころになると、定期的に運動している人の割合が増えてくる傾向がみられました。



問14 「問13 あなたは、健康づくりのために定期的な運動をしていますか？」の質問で「週3日以上している」「週1～2日している」「月2～3日している」「月1回程度している」と答えた方に質問します。

それは主にどのような運動ですか？（複数回答）

運動の種類としては、男女ともにウォーキングの割合が高く、運動をしている人の半数以上が取り組んでいました。



【その他の内容】

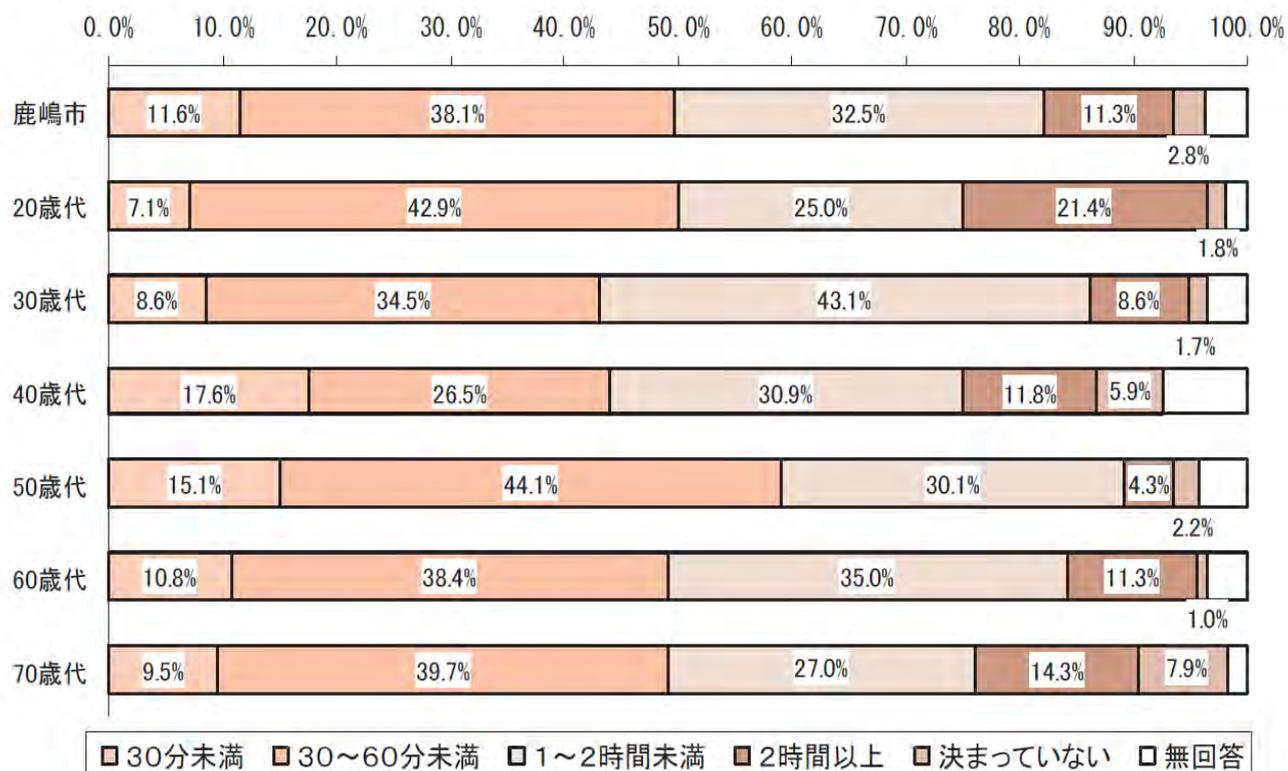
- ・筋力トレーニング
- ・インディアカ
- ・ストレッチ
- ・卓球
- ・バスケットボール
- ・ヨガ
- ・テニス
- ・グラウンドゴルフ
- ・ソフトバレー
- ・健康体操
- ・散歩
- ・ダンス
- ・サイクリング
- ・ラジオ体操
- ・その他



問15 「問13 あなたは、健康づくりのために定期的な運動をしていますか？」の質問で「週3日以上している」「週1～2日している」「月2～3日している」「月1回程度している」と答えた方に質問します。

1日の運動時間はどれくらいですか？

運動時間は、「30～60分未満」が一番多く38.1%、次いで「1～2時間未満」が32.5%でした。



問36 健康づくりに対するご意見などがありましたら、自由にご記入ください。

※ 主な意見について取りまとめ

内 容（主な記載事項の抜粋）
<p>健診に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健（検）診を無料でやってもらいたい ・ どこで受けても助成を受けられるようにしてほしい ・ 集団検診と医療機関検診の負担金を同じにしてほしい ・ 集団検診の待ち時間を短縮してほしい ・ 子宮がん検診の予約がとりにくい ・ 健診時に子どもを預けられるようにしてほしい ・ 脳ドックを実施してほしい
<p>運動施設に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料（安価）で利用できる運動施設がほしい ・ 身近なところ（公民館単位など）に運動施設がほしい
<p>運動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気軽に参加できる運動教室をやってほしい ・ マラソン大会を実施してほしい
<p>医療機関に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安心して受診できる医療機関がない ・ 公的な総合病院が必要
<p>健康教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり教室や栄養講座を実施してほしい
<p>予防接種について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子宮頸がん予防ワクチンについて助成してもらいたい ・ Hibワクチンや肺炎球菌ワクチンについて助成してもらいたい
<p>医療費に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの医療費助成を拡大してほしい ・ 医療費が高い
<p>人間ドックに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間ドックの料金を安くしてほしい（助成金を増やしてほしい） ・ 年齢制限を解除してほしい
<p>入浴施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉施設（健康ランド）がほしい
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カウンセリングが受けられる場所がほしい ・ 助成を増やしてほしい（具体的内容は不明） ・ 大きくてきれいな公園がほしい ・ 社会保険加入者も、以前のように市で健診を受けられるようにしてほしい ・ 健康センター（病気予防センター）がほしい

スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日)
(法律第七十八号)

スポーツ基本法をここに公布する。

スポーツ基本法

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、

その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ事故の防止等）

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、

国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。
（学校における体育の充実）

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。
（体育の日の行事）

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施

するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
- 3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲

内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

鹿嶋市スポーツ推進審議会条例

平成23年9月21日
条例第21号

鹿嶋市スポーツ振興審議会条例（昭和49年条例第11号）の全部を改正する。
（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、鹿嶋市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定するスポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツの関係団体の育成に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 鹿嶋市教育会を代表する者
- (2) 鹿嶋市スポーツ推進委員を代表する者
- (3) スポーツに関する学識経験のある者
- (4) スポーツの団体を代表する者
- (5) スポーツの指導、実践をしている者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第4項の規定により任命された鹿嶋市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により、審議会の委

員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第2次鹿嶋市スポーツ推進計画の策定経過

- H22. 9.29 第2回鹿嶋市スポーツ振興審議会
・第2次鹿嶋市スポーツ振興基本計画の策定スケジュール等の承認
- H23. 1.26 第3回鹿嶋市スポーツ振興審議会
・鹿嶋市スポーツ振興計画の取り組み状況について検討
・第2次鹿嶋市スポーツ振興基本計画に係るアンケート調査について検討
- H23. 6.30 第1回鹿嶋市スポーツ振興審議会
・アンケート調査結果について検討
・第2次鹿嶋市スポーツ振興基本計画（素案）について検討
- H23. 8.24 スポーツ基本法の施行
・関連する条例，規則の改正
・スポーツ振興審議会，スポーツ振興基本計画の名称変更
- H23. 9.30 第2回鹿嶋市スポーツ推進審議会
・第2次鹿嶋市スポーツ推進計画（素案）の検討
・計画の基本理念，6つの重点目標と方針の整理
- H23. 12.20 第3回鹿嶋市スポーツ推進審議会
・第2次鹿嶋市スポーツ推進計画（案）について検討
- H24. 1.16 第4回鹿嶋市スポーツ推進審議会
・第2次鹿嶋市スポーツ推進計画（案）のまとめについて検討
- H24. 2. 8 第2次鹿嶋市スポーツ推進計画（案）について市役所内政策調整員会議
において検討
- H24. 2.13 第2次鹿嶋市スポーツ推進計画（案）について市役所内部長会議
において審議
- H24. 2.16 第2次鹿嶋市スポーツ推進計画（案）について市役所内部長会議
において報告
- H24. 3.26 教育委員会議において第2次鹿嶋市スポーツ推進計画の議決

鹿嶋市スポーツ推進審議会委員名簿

番号	氏名	所属	備考
1	樋口 常昭	NPO法人鹿嶋市体育協会会長	会長
2	大岩 一郎	鹿嶋市スポーツ推進委員連絡協議会長	副会長
3	小野 忠志	NPO法人かしまスポーツクラブ理事長	
4	中津 三郎	住友金属工業(株)鹿島製鉄所総務室	
5	平沼 京子	高松小学校長	
6	山本 重吉	小山記念病院副院長（スポーツドクター）	
7	岡本文幸	(株)鹿島アントラーズFC ホームタウン担当課長	
8	杉山 美智子	管理栄養士	
9	今井 学	スポーツ指導者（ウォーターメイツスイムクラブ）	
10	石倉 恵美	スポーツインストラクター（エアロビクス指導者）	
11	松下 千鶴子	スポーツ実践者（学校開放利用者）	
12	飯本 節子	学識経験者	

第2次鹿嶋市スポーツ推進計画
平成24年3月

発行 鹿嶋市教育委員会
編集 鹿嶋市市民協働部生涯学習課スポーツ推進室
〒314-8655 鹿嶋市平井 1187-1
TEL 0299-82-2911
FAX 0299-82-2915
Email sports1@city.ibaraki-kashima.lg.jp